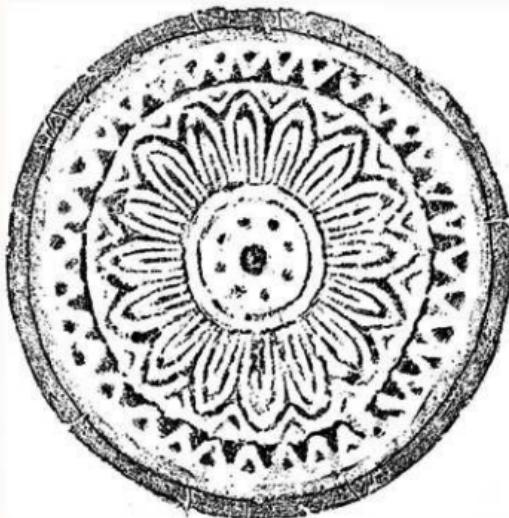


福島県文化財調査報告書第49集

# 関和久遺跡Ⅲ

—史跡指定調査概報—

1975年3月



福島県教育委員会

# 關和久遺跡 III

—史跡指定調査概報—

1975年3月

福島県教育委員会



## 序 文

関和久の地から、古瓦が出土することが世に知られたのは、大正15年5月14日のことでした。

ここから発見された瓦の中に、多賀城創建当初の瓦とよく似た重弁蓮華文軒丸瓦があり、この遺跡は神龜5年に新設された白河軍団跡と推定されてきました。

以来、今日まで学術的に発掘調査されることもなく、遺跡の評価も定まらないまま半世紀が経過しましたが、県教育委員会では東北地方最古の瓦を出土する広大な遺跡であることから、開発問題の発生する以前に保護の措置を講ずるため昭和47年度から発掘調査に着手しました。本年は第3次調査を終了し、所期の目的を達成することができました。本年度の成果につきまして、ここにその概略を報告いたしますので、広く県民の方々に認識いただくと共に、研究者の方々にもご活用いただければ幸いに存じます。

おわりに、この調査の指導にあられた県文化財専門委員伊東信雄・岡田茂弘両氏はじめ、協力者の方々、並びに泉崎村に多大の謝意を表するものであります。

昭和50年3月31日

福島県教育委員会教育長

三本杉國雄

## 目 次

### 調査要項

第1章 調査経過	1
第1節 前年までの調査	1
第2節 調査経過	2
第3節 調査日誌	5
第2章 発見遺構	10
第1節 西群	10
第2節 中群	18
第3章 出土遺物	21
第1節 瓦	21
第2節 土器	24
第3節 金属製品	26
第4章 考察	27
第1節 遺構	27
第2節 遺物	29
第3節 遺跡の性格	30
第4節 まとめ	31
付章 東北の重弁蓮華文軒丸瓦	33
1 はじめに	33
2 福島県内出土の瓦	35
3 宮城県内出土の瓦	35
4 岩手県内出土の瓦	39
5 まとめ	39

## 挿図・図版目録

- |   |   |
|---|---|
| <p>第1図 昭和49年度発掘調査地域図<br/>         第2図 西群遺構図<br/>         第3図 S B04 A B建物跡<br/>         第4図 西群南部建物跡<br/>         第5図 S B08建物跡<br/>         第6図 S B17建物跡<br/>         第7図 S B05建物跡<br/>         第8図 S D13・14大溝跡<br/>         第9図 S E19井戸跡</p> <p>図版1 遺跡遠景（南より）<br/>         図版2 調査地点（東より）<br/>         図版3 調査地点（西より）<br/>         図版4 S B05建物跡（南より）<br/>         図版5 S B05建物跡（北より）<br/>         図版6 S B05建物跡（西より）<br/>         図版7 S B05建物跡（南西より）<br/>         図版8 S B05建物跡（根石と据方）<br/>         図版9 S B05建物跡（焼切）<br/>         図版10 S B05建物跡（掘込み地業）<br/>         図版11 S B04建物跡他（北より）<br/>         図版12 S B04建物跡他（東より）<br/>         図版13 S B04建物跡他（東半）<br/>         図版14 S B04建物跡他（西半）<br/>         図版15 S B04建物跡他（西より）<br/>         図版16 S B04建物跡他（北より）<br/>         図版17 S B04建物跡掘り方<br/>         図版18 S B04建物跡掘り方<br/>         図版19 S B04建物跡掘り方<br/>         図版20 S D14大溝跡（南西より）<br/>         図版21 S D14大溝跡（南より）<br/>         図版22 S D14大溝跡<br/>         図版23 S D14大溝跡<br/>         図版24 S D13・14大溝跡屈曲部<br/>         図版25 S D13・14大溝跡屈曲部</p> | <p>第10図 S I 12竪穴住居跡<br/>         第11図 中群遺構図<br/>         第12図 S B10・11建物跡<br/>         第13図 S B15・16建物跡, S D13大溝跡<br/>         第14図 遺物拓本<br/>         第15図 建物実測図<br/>         第16図 東北の重弁蓮華文軒丸瓦<br/>         第17図 東北の重弁蓮華文軒丸瓦</p> <p>図版26 S D13・14大溝跡屈曲部<br/>         図版27 S D13大溝跡（西より）<br/>         図版28 S D13大溝跡（東より）<br/>         図版29 S D13大溝跡（西より）<br/>         図版30 S D13大溝跡（東より）<br/>         図版31 S I 12竪穴住居跡他<br/>         図版32 S I 12竪穴住居跡他<br/>         図版33 S I 12竪穴住居跡（東より）<br/>         図版34 S I 12竪穴住居跡カマド跡<br/>         図版35 S I 12竪穴住居跡遺物出土状況<br/>         図版36 S I 12竪穴住居跡遺物出土状況<br/>         図版37 S B10建物跡（西より）<br/>         図版38 S B10建物跡礎石<br/>         図版39 S B11建物跡（南より）<br/>         図版40 S B11建物跡（南より）<br/>         図版41 S B11建物跡（北西より）<br/>         図版42 S B11建物跡根石<br/>         図版43 S B11建物跡根石<br/>         図版44 S B15・16建物跡（南より）<br/>         図版45 S B15・16建物跡（北より）<br/>         図版46 S B15・16建物跡（北より）<br/>         図版47 S E19井戸跡<br/>         図版48 S E19井戸跡<br/>         図版49 出土遺物（土器・古鏡）<br/>         図版50 出土遺物（軒丸瓦・軒平瓦）</p> |
|---|---|

## 調査要項

- 1 名 称 関和久遺跡  
2 所 在 地 西白河郡泉崎村大字関和久  
3 調査主体 福島県教育委員会  
4 調査指導 伊東信雄、岡田茂弘  
5 調査担当 鈴木 啓  
6 調査員 野崎 準、篠原信彦、吉田幸一  
7 調査協力 梅宮 茂、田中正能、藤田定興、佐藤博重、根本信孝、桑原誠郎、進藤秋輝、  
平川 南、高野芳弘、鎌田俊昭、菊田 徹、辻 秀人、佐久間 豊、工藤雅樹、  
藤沼邦彦、佐川一二ほか地元有志16名  
8 協力機関 泉崎村・泉崎村教育委員会・泉崎村公民館・関平婦人会  
9 調査期日 昭和49年10月21日～11月22日

### —凡 例—

- 1 この調査は国庫補助事業である。
- 2 編集は鈴木が担当した。
- 3 第1章第1・2・3節、第2章第1・2節、第4章第2節は鈴木が執筆した。
- 4 第3章第1・2・3節は野崎が執筆した。
- 5 第4章第1、付章1・2・3・4・5は岡田が執筆した。
- 6 第4章第3・4節は伊東が執筆した。
- 7 写真撮影は鈴木が担当した。
- 8 実測図縮小・トレース・探査は野崎が担当した。

## 第1章 調査経過

### 第1節 前年までの調査

昭和47年度の調査は、関和久地区 $1,400m \times 1,400m$ の範囲について、1000分の1と2500分の1の航空測量図を作成のうえ、10月30日から11月15日まで予備調査を実施した。幅6mの南北トレンチに、幅3mの東西トレンチ2本を直交させて調査した結果、南・中・北3棟の建物跡を検出した。  
(関和久遺跡 I 1973年3月 福島県教育委員会 参照)

昭和48年度の調査は、10月11日から11月10まで実施し、その結果は次の通りである。

建物跡は東西2群に分かれ、東群を構成するSB01・02・03建物跡(前年度の南・中・北建物跡)は、すべて南北棟建物で、西側柱列を揃えて南北に一直線に並列し、各建物の間隔は約10.8mで等間である。西群は、SB04・05・06・07から構成され、約10mの間隔で東西に並ぶSB05・06建物跡を中央にして、南にSB04と北にSB07建物跡がある。これらの建物跡は、礎石を使用した建物(SB01・02・03・05・06)と掘立柱建物(SB04・07)に分けられる。礎石建物跡は掘り込み地業が行われておらず、根石・礎石が配置されている。掘立柱建物跡のうちSB07建物跡は、建物内部の各柱通りに側柱列と同規模の掘立柱穴がみられるのに対して、SB04建物跡は、建物内部に柱の並ばない構造である。規模は、SB01・02建物跡は、桁行4間(10.8m、約36尺)、梁間3間(8.1m、約21尺)で、柱間寸法は2.7m(約9尺)等間であり、SB03建物跡は、桁行3間(6.3m、約21尺)以上、梁行2間(4.2m、約14尺)以上の規模で、柱間寸法は2.1m(約7尺)等間であった。SB07は、桁行4間(9.6m、約32尺)、梁行3間(7.2m、約24尺)、柱間寸法2.4m(約8尺)等間である。なお、SB04・05は、トレンチにわずかにかかったのみで、規模・構造は不明であった。  
(関和久遺跡 II 1974年3月 福島県教育委員会 参照)

昭和49年5月27日から6月5日までの調査は、台地の北縁に沿う県道白河一母畠線の拡幅工事に伴うもので、幅2~3m、長さ100m、267m<sup>2</sup>を発掘したにすぎなかったが、その概略は次の通りである。

発見遺構は、竪穴住居跡2、大溝3、土壘状遺構2、柱穴20、円形ピット2、その他より成っている。遺物は、外鍵をもつ丸底内黒の土師器杯、木葉底の土師器甕、平底土師器杯(回転ヘラケズリ、回転糸切り、回転糸切りロクロ調整のもの)、須恵器、須恵系土器、円面鏡、開元通宝、植物種子等から成っている。

第1区~第4区のうち、郡衙遺構と関連するのは、台地部分の2~4区である。

第2区には新旧2層の住居跡があり、新は9世紀、旧は8世紀前半の時期である。第3区は3層に遺構が分かれ、先ず3回切り合う大形の掘り方があり、内黒で再調整のある平底土師器杯を伴う。次いで、この遺構の上に土壘を築き、この面を掘って大溝を設けている。伴出土器は、再調整のある内黒平底の土師器杯である。最後に、褐色土の整地層を設けた上から掘り込まれた2回切り合う

掘り方を有する掘立柱建物遺構で、この脇に伴う遺物は再調整のない内黒糸切り底の壺・須恵系土器・開元通宝である。第4区は、円形ピット2、大溝1、不定形ピット数個で、伴出遺物は再調整のある内黒平底土師器壺、円面硯、植物種子である。土師器壺には墨書きが多く見られ、数個体に「白」字が書かれている。円形ピット内、深さ135cmより出土した植物種子は発芽成育し、イヌビエ・ヒュ・シロザ・シソであることが確認された。出土遺物から、時期は8世紀初頭から11世紀に亘るもので、大溝・大形掘り方・瓦・円面硯・開元通宝・「白」字墨書き土器の存在から、白河郡衙跡の一部であると判断された。

(関和久遺跡一県道拡幅工事に伴う調査—福島県泉崎村教育委員会 1974年12月 参照)

## 第2節 調査経過

昭和49年度の発掘調査を、時間の経過に沿って記述すると次の通りである。

西群建物跡のうち、前年度に所在だけを確認した礎石建物跡SB05と掘立柱建物跡SB04の規模と構造を把握するため、幅3mの南北トレンチ(08ライントレンチ、75m)を設定するとともに、SB04・SB05の両建物跡の付近を拡張し、全面発掘した。次いで、SB05建物跡を通る幅3mの東西トレンチ(FMライントレンチ、168m)を設定した。地主木野内氏が、豚舎の建築の際焼粧と瓦を伴う溝状構造を、南北農道の西方30mの位置で確認していることと、SB06建物跡の西方36尺の位置には、何らかの施設があるとの想定から発掘した結果、ほぼ想定位置で南北に延びるSD14大溝を発見し、これが西を限る境界線であることを確認した。更に地形からみて、この位置から南方40m以内で東西溝になると想定して08ライントレンチの発掘を進めた結果、ほぼ想定位置で東西に延びるSD13大溝を発見した。また、この大溝によって壁の一部を切られた竪穴住居跡SI12を発見した。SD14とSD13の関係をつかむため、両者を延長した接点を発掘した結果、ほぼ予想位置にL字型に屈曲する大溝を発見し、両者は同一の施設であることを確認した。

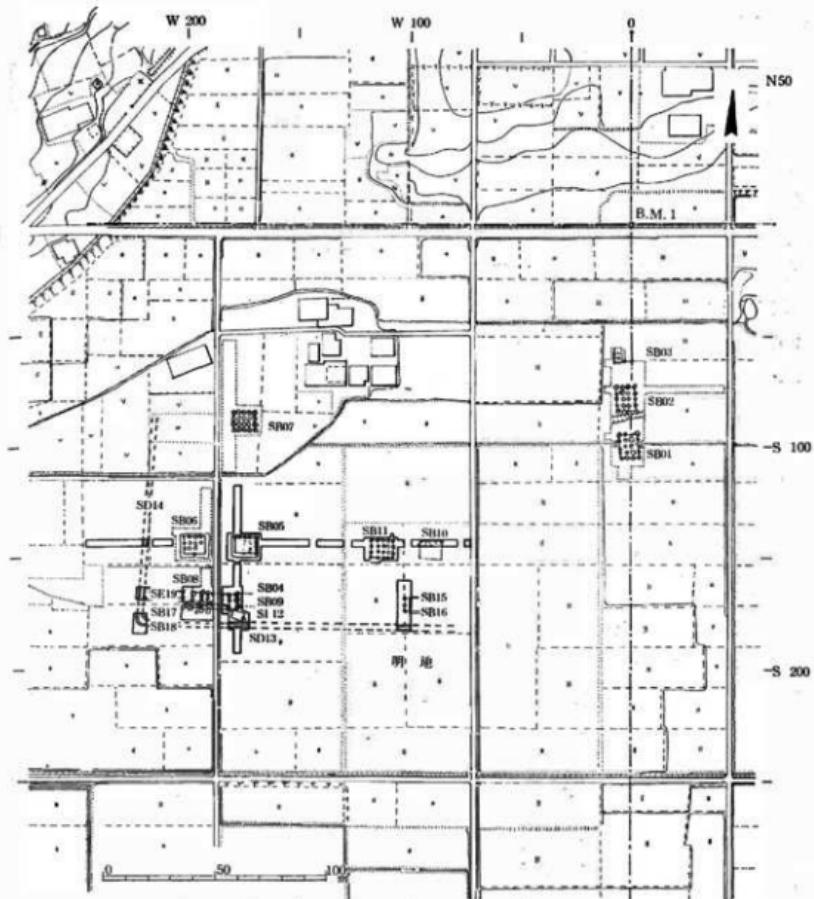
一方FMライントレンチでは東端近くで東西に並ぶ2棟の礎石建物跡SB10・11を発見した。東西を2町と仮定した場合、両者の中間が中軸線となる筈なので、門・櫓等の遺構の存在を予想して、両者の中間南方に南北方向幅6m、長さ17mの83ライントレンチを設定した。その結果6個の掘り方を検出し、これは2棟の掘立柱建物跡SB15・16の西妻部分であることがわかり、更にこのトレンチ南端でSD13大溝跡を検出した。

つぎに、西群・中群に分け、遺構別に述べると次の通りである。

### 西群

#### SB05建物跡

水田耕土下の床土(鉄分を含んだ赤褐色土)を排除したレベルで検出したもので、黄褐色の水積火山灰(ローム)の地山をわずかに掘り込んで版築した地盤である。版築土表面の西と南で計3カ所に焼粧の集合が認められる。瓦の散布もこの面で、据え方・根石内にも入り込んでいる。当初東西4間、南北3間と想定したが、版築土上の床土を除去して精査を進めた結果、7カ所で花崗岩割り石



———は測量基準線。南北基準線は磁北より $6^{\circ}30'$ 東に偏し、ほぼ真北である。図中のN50、S 100などは、基準線の交点(B.M.1)より各北へ50m、南へ100mの線をあらわす。-----は、昭和48年度発掘地区。

第1図 昭和49年度発掘調査地域図

を用いた根石が据え方を有してよく保存されており、4間×4間であることが判明した。版築土はローム面より若干高く、東側が厚く西側は薄い。中央を東西に断ち割り、4層から成る互層の版築を確認した。東縁は後世の溝で切られ、南西角の張り出し部は、後世の穴であることが判明した。

#### S B04建物跡

前年3個の掘り方を確認している位置を中心に、15m×15m発掘した結果、10の掘り方を発見した。これらの掘り方は、更に畦と農道を越えて南と東に延びるので、拡張して全面発掘した。地山（水積火山灰）は、まだらに砂礫層が入り込み、この建物跡を境に南と東へ傾斜することがわかった。西妻を確認後東妻を追った結果、5間×2間の東西棟であることが判明した。この東妻と切り合うS B09建物跡西妻3個の掘り方の精査により、柱の当りも確認した。S B04建物跡東妻3個の掘り方精査により、S B09建物跡とは別に2回切り合い、新しい方に抜き穴を作ることが明らかになった。更に、北1東2・北2東2・北3東2の3つの掘り方の精査により、S B04A→S B08→S B04B建物跡の順で切り合っており、S B04B建物跡の掘り方には南方向からの抜き穴を作ることが判明した。なお、S B09建物跡と切り合うのはS B04B建物跡であり、S B04A・S B09建物跡の前後関係については不明である。

この発掘区西壁下で、柱の当りのわかる掘り方があり東西棟の東妻（S B18建物跡）にあたる。これを切ってS B17建物跡がある。更にS B17建物跡と重なるS B17B建物跡の存在する可能性があるが、断ち割っていないので、今後の調査に待つはかはない。

#### S I 12堅穴住跡

S B04建物跡の掘り上げ中に発見したもので、北壁、西壁、南壁、東壁の順に、ローム面に達してはじめて判別できた。南東隅ではほぼ完形の甕を発見した。煙道先端部上層で横位の甕片、カマド袖の手前で甕1個体分の破片、カマド支脚に用いた甕片1点が出土した。支脚に用いた甕は小型細身で上部を欠き、中に粘土を充填している。精査によても柱穴、周溝、貼床等は確認されなかった。また、開発で破壊される遺跡でなく、再発掘もあり得るのでカマド袖の断ち割りは避けた。

#### S D13・14大溝跡

FMライントレンチの西方部分で、ロームの地山に南北方向の黒土の落ち込みを発見した。掘り上げた結果大溝であることを確認したので、南北に延びることを確認のため南方18mの位置を発掘した。その結果約1m西にずれて発見された。次いで08ライントレンチ南方でも同規模の大溝が検出された。両者が一連の遺構であることを確認するため、屈曲部の位置を想定して発掘し、S D13・14の延長交点より西に0.5m、北へ1.0mずれてL字形の大溝を検出した。なお、08ライントレンチ南方のS D14大溝の東方70mで、その延長部分が、長さ6mに亘って発掘された。

#### S E 19井戸跡

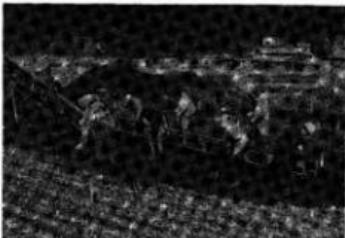
S B17建物跡掘り方群内にあり、当初柱穴とみて精査した結果、ほぼ正円形（径1.10m）で他の掘り方と組み合う位置でないことから井戸と判断し、掘り下げた。深さ30cmまでは壁がロームでは

ば垂直であるが、それ以下は壁が砂疊層で裾広がりとなる。深くなるに従い砂疊層が崩落し、危険を伴うので深さ1.85mで掘り上げを中止した。底に達せざ遺物は出土しなかった。

#### 中群

##### S B10建物跡

FMライントレンチ東端に近い位置で、表土・床土・黒土・ロームの順の堆積を示し、黒土中に根固



発掘作業風景

石・礎石が発見された。グリット掘りをしたため、2カ所で掘り過ぎローム層まで下げた。当初掘り込み地業もなく、黒土中であったため気付くのが遅れたが、根石の脇に穴を穿って落し込んだ礎石が1個検出され建物跡であることが判明した。

##### S B11建物跡

前者の西方12mを隔てて同時に発見され、坪掘りによって規模を確認したうえで拡張した。黒土中に掘り込み地業を施さず直接据え方根固石礎石を設けている。柱位置20カ所中、約半数は白河石（溶結凝灰岩）を用いた礎石を、耕作の障害となるため敲碎し、これが根石を覆っている。他は搬出したらしく、穴を穿って落し込んだものはない。

##### S B15・16建物跡

83ライントレンチ中央で大小7個の掘り方が発見され、当初門跡かと思われたが東壁下に南北に並ぶ3個とその西側に平行する3個では大きさも異り、埋まり土の色調も異っている。精査の結果、東西棟の西妻2棟分で、小が古く大が新しいことが判明した。

##### S D13大溝跡

S B15建物跡南方6mで検出されたが、南岸は駐のため完掘できなかった。規模・構造は先の大溝跡と共通である。この溝で切られた掘り方1個と小柱穴3個がある。なお大溝跡に接する内側（北側）に、幅3.5m高さ20cmの土壘状遺構の残存が認められる。

### 第3節 調査日誌

昭和49年10月21日 晴

急行あづま1号で白河駅着。泉崎村役場に寄って挨拶を済ませ、10時現地着。直ちに47年度に設置した基準杭点検を行う。No 4が抜かれている他は誤差は認められない。No 7～9杭の打ち込み計測。No 7～8間49m29cm 1mm, No 8～9間28m21cm 7mm。GA08～EQ08トレンチ（08ライントレンチ）設定。FMラインに113mのトレンチ設定（FMライントレンチ）。新設杭の位置は次の通り。No 7杭（W183.840・S88.999）、No 8杭（W183.840・S140.952）、No 9杭（W183.840・S169.168）

10月22日 雨

G A08～E Q08粗掘り作業。本年の発掘区はすべて現況水田である。F L08～F O08間に、地山（水積火山灰）を掘り込んだと思われる黒土（版築土）の落ち込みを確認した（S B05）。F A08で復弁蓮華文軒丸瓦出土。午後降雨激しくなる。

10月23日 晴

F E11～15×F I 11～15 (15m×15m) の地区設定後粗掘り。北半の地山はローム、畔をはさんだ南半は砂利層である。柱穴掘り方9個検出（S B04建物跡）。F H15で須恵系土器、ED15で開元通宝出土。

10月24日 晴

S B04建物跡南半の粗掘り、畦をはさんだ北半掘り方の埋土20cm掘り下げ。南北農道東側の拡張粗掘り。F I 13で掘り方理土中より土師器片検出。瓦片数点床土下より出土。

10月25日 晴

S B04建物跡の東妻発見、これと切り合い東に延びる建物跡（S B09建物跡）あり。掘り方理土の20cm掘り下げ精査。S B05建物跡の粗掘り。S B05建物跡掘り込み地業検出作業により四周輪郭判明。焼物多数伴出。瓦片は、耕地整理時の積土中に多く含まれる。

10月26日 晴

S B04建物跡掘り方理土の20cm掘り下げ精査。S B05建物跡周囲の清掃。根石精査。8ライントレンチを北に延長したが、遺構は存在しない。FMライントレンチを西に延長して粗掘り、地山まで深さ60cm。S B04建物跡掘り方理土中より繩目平瓦片出土。S B05建物跡版築土上面より繩目軒平瓦片出土。各根石周辺に焼物多い。

10月28日 曇

FMライントレンチ西半の粗掘り、FM25～26間を境に地山は東がローム、西は砂利層である。西大溝SD14発見。幅3.0mで埋土表面に火葬骨検出。FF7～8で、長さ約6mで直角に曲る黒土の落ち込みを発見、住居跡とみてFD7～10×FD7～FF7の区間を拡張粗掘り。

10月29日 晴

SD14大溝の掘り上げ。この南方18mの位置で、6m×7mの地区設定を行ない粗掘りを行なった結果、SD14大溝跡の延長部を確認した。S B04建物跡各掘り方の精査。これの南に接する黒土の長方形落ち込みは、竪穴住居跡（S I 12）であることを確認。更にこの住居跡南東角を切る東西方向の帯状落ち込みは、南大溝（SD13）であることが判明した。

10月30日 晴

SD14大溝跡の南延長部とSD13の掘り上げ。S I 12竪穴住居跡は、東壁中央南寄りに煙道を伴うカマドがある。S B05建物跡で根石5カ所検出。NHK中継録画。

10月31日 曇

SD14大溝跡南延長部の掘り上げ。SD13大溝跡の掘り上げ、水分が多くベタ付いて作業困難。

S I 12竪穴住居跡四分法で掘り上げ。FM82で床土下より刀子1点出土。

11月1日 晴

SD13大溝跡の掘り上げ。S I 12竪穴住居跡の十字畦セクション記録・撤去。FMライントレンチのうち、FM80で根石・81で礎石・86で礎石片と根石・88で礎石と根石検出。FM81で復弁蓮華文軒丸瓦片1点出土。

11月2日 晴

S I 12竪穴住居跡カマド精査。撮影・実測し甕4個体分収納。S B05建物跡根石精査、FMライントレンチで根石群2株分判明。床土下より瓦片多数出土。

11月5日 晴

FMトレンチ東半粗掘り、FM78~82間に9ヵ所(S B10建物跡)、同じく10m西に離れFM85~89間に9ヵ所(S B11建物跡)の根石確認。SD13・14大溝跡の南西隅屈曲部検出のため地区設定のうえ粗掘り開始。S B05建物跡で計15の根石検出。

11月6日 晴

SD13・14大溝跡屈曲部の粗掘り。S I 12竪穴住居跡・SD13大溝跡・S B11建物跡でそれぞれ拡張粗掘り作業。S B05建物跡根石精査終了。S B04建物跡の掘り方切り合ひ関係精査。

11月7日 晴

S B10・11建物跡は、平行柱列が一線上(ほぼ真東線上)に並ぶらしく、同一規模とみてS B11建物跡のみを完掘する方針をとる。貫板墨入れ、S B05建物跡貫板打ち。No6杭71.3、水糸レベル110.0(No6杭より-38.7cm)。

11月8日 晴

S B11建物跡の精査と清掃。S B04建物跡掘り方の切り合ひ精査。S B10・11建物跡の中間南方ET83から、幅6m長さ17mの南北トレンチ(83ライントレンチ)を設定し粗掘り開始。西群全面貫板打ち完了。水糸レベルはS B05建物跡に同じ。

11月9日 晴

83ライントレンチの粗掘り、大溝跡を確認。S B04建物跡掘り方精査。S B05建物跡水糸配り。

11月11日 晴

83ライントレンチ粗掘り、SD13大溝跡東端長部掘り上げ。このトレンチでは、耕土・床土の下に黒土があり瓦片・土師器片・須恵器片を含む。耕地整理以前の表土である。S B05建物跡実測。W219・S178の水糸配り。

11月12日 晴

S B05建物跡実測。S B04建物跡水糸配り。出土



NHK中継録画風景

品水洗い。83ライントレンチ粗掘り。掘り方6個発見。門跡か。

11月13日 雪

83ライントレンチ掘り上げ。S B11建物跡清掃。S B05建物跡のレベル測定。S B04建物跡実測。

11月14日 雪

S B04建物跡実測。レベル測定。S B04建物跡西半水糸ころがし、実測。S B11建物跡撮影。

11月15日 晴

S B10・11・15・16建物跡撮影。S B04建物跡レベル測定。FMライントレンチ実測。SD13・14大溝跡実測。S B05建物跡水糸及び造り方はずし。S B10・11・15・16建物跡の貫板墨付及び貫板配り。見学者多数。文化庁記念物課阿部技官視察。

11月16日 曇

S B05建物跡の造り方はずし、S B10・11建物跡、FMライントレンチ東半、83ライントレンチの貫板打ち、水糸配り。S B04建物跡、FMライントレンチ西半、SD14大溝跡のレベル測定。中群の造方レベルは、西群より-50cmである。

11月18日 曇

S B11建物跡の水糸ころがし、S B11建物跡実測。FMライントレンチ西半セクション記録。同東半実測。

11月19日 晴

S B04・05建物跡、SD13・14大溝跡、各トレンチ全景・部分撮影。S B11建物跡実測。83ライントレンチ実測。記者会見（7社参考）見学者多数。

11月20日 晴

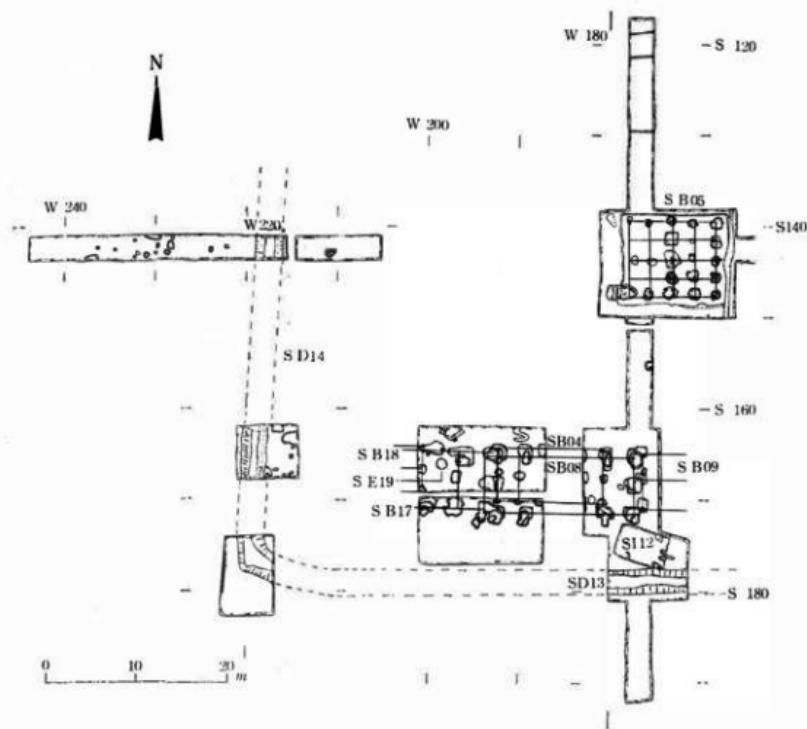
FMライントレンチレベル測定。S B04建物跡撮影。S B15・16建物跡実測。レベル測定。S B05建物跡基壇断ち割り。S E19井戸跡掘り上げ。現地説明会、午前100名、午後200名計300名参考。

11月21日 晴

83ライントレンチレベル・セクション記録。S B04建物跡北1東1掘り方の断ち割り。S B04建物跡北1東6掘り方の断ち割り。図面点検。資材・テント整理・撤収。

11月22日 晴

S E19井戸跡の掘り上げ。ブルトーザーによる埋戻開始。砂利を下層に、耕土を表面に戻し、水路・群の復元をした。午後4時30分終了。

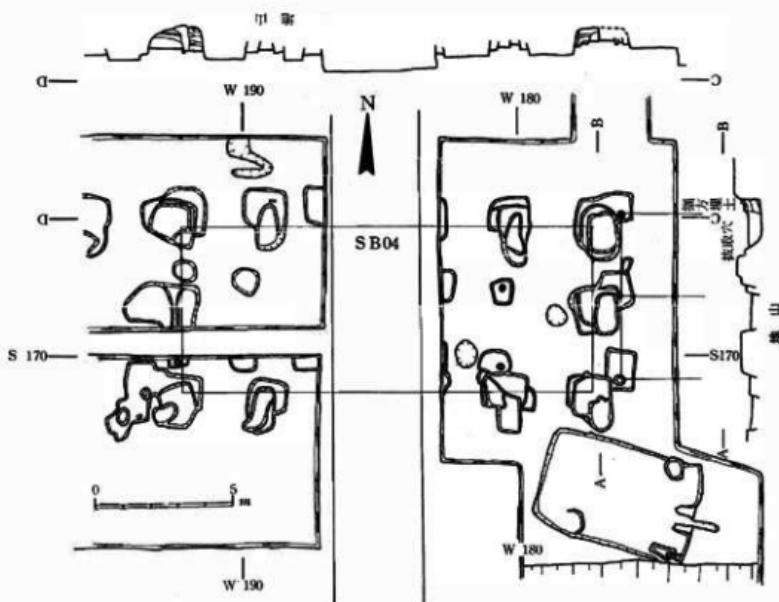


第2図 西群遺構図

## 第2章 発見遺構

### 第1節 西群

#### 1) SB04AB建物跡(第3図 図版12)

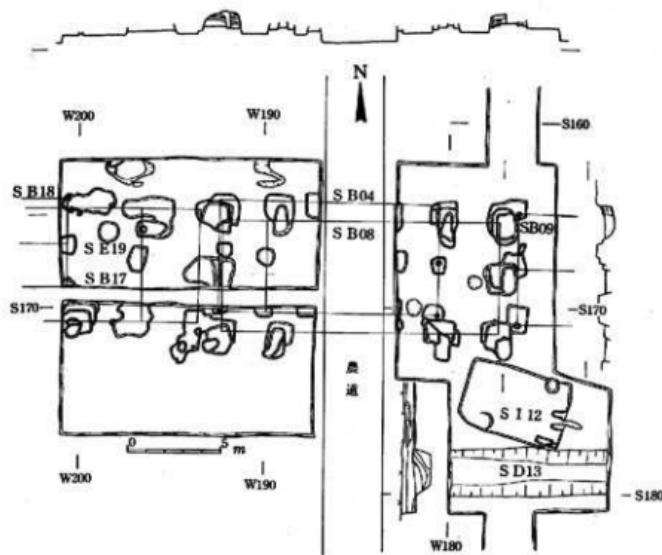


第3図 SB04AB建物跡

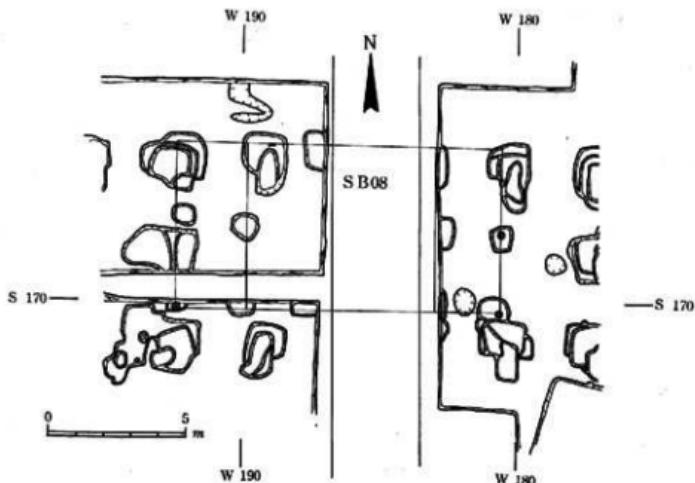
SB04A・B建物跡は、前年3個の掘り方が発見され、大部分は地区外で不明ではあったが、所謂ベタ柱でなく廂の付かない東西棟の、身舎の北側柱列の一部と推測され、注目されたものである。

粗掘りを進め地表下40cmの水田床土下の地山(水積火山灰)で、計26カ所の大小複雑な形状の掘り方は、黄褐色ローム層に、部分的に斑に砂利層の入り込んだ地山に掘られ、砂利層の部分では掘り方の縁が崩れ易い。埋土は黒褐色土・地山土が不規則に積まれ、極めて見分けにくい。慎重に精査を継続した結果、6棟の掘立柱建物跡が判明した。(SB05建物跡は礎石建物跡)

SB04建物跡の北1東1掘り方(東妻)の断ち割り所見では、東に延びるSB09建物跡を除いて新旧2回の切り合いがある。新旧の中間に黒土が入り込んでいるが、これは新しい方の掘り方の側壁・底面に入った埋土と判断される。新しい方に南側から掘った抜き穴を伴っている。この建物跡



第4図 西群南部建物跡



第5図 S B 08 建物跡

の北1東6（西妻）の断ち割り所見では、3回の切り合いがセクション、底面の高低差で確認された。このことは、北1東2・北2東2・北3東2掘り方の精査所見と一致する。SB04建物跡のA Bは、同一位置に同一規模の建替なので共通の記述をすると次の通りである。

柱位置が確認されていないので、厳密には云えないが、1間約3.0m（10尺）等間で、桁行5間15.0m（50尺）、梁行2間6.0m（20尺）の規模を有する掘立柱の東西棟で、側柱のみで内部に柱穴を有せず、庇の付かない建物跡である。建物の方位角は、真東（真北は磁石北から $6^{\circ}30'$ 東へ偏す）を示す。

### 2) SB08建物跡（第5図 図版12）

柱位置（柱の当り径何れも30cm）が3カ所明らかなので、柱間は桁行で1間約2.4m（8尺）、梁行で1間約3.0m（10尺）であることは確かである。規模は桁行3間7.2mの身舎に、両妻廂1間2.4mが付き5間12.0m、梁行2間6.0mである。建物の方位角は、真東から約 $4^{\circ}$ 南にふれるらしい。

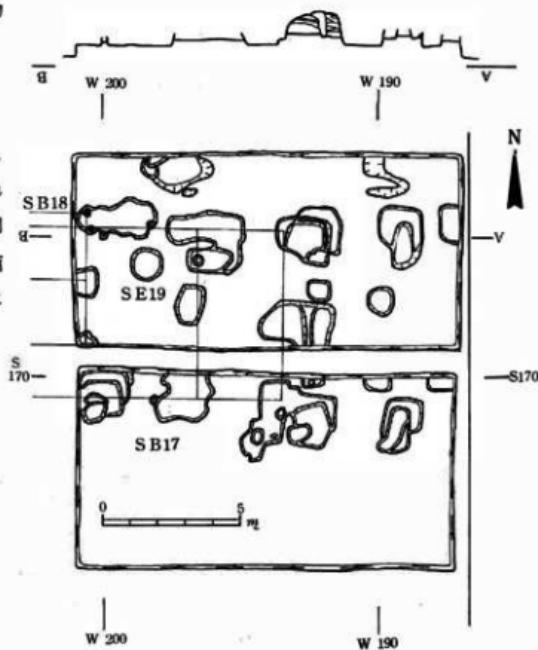
### 3) SB09建物跡（第4図 図版13）

東妻にあたる3つの掘り方が検出されたのみで、大部分は調査地区外であるが、柱位置（柱の当り径何れも30cm）は明らかであり、梁行1間3.0m（10尺）等間、桁行は不明、梁行は2間6.0m（20尺）の東西棟である。建物の方位角は、真東に一致する。

### 4) SB17建物跡（第6図

図版14）

1間約3.0m（10尺）等間で、桁行2間以上、梁間2間6.0m（20尺）の身舎の東妻に、1間6.0m（20尺）の廂が付く東西棟で、建物の方位角は、真東に一致する。



第6図 S B 17 建物跡

5) SB18建物跡（第6図 図版14）

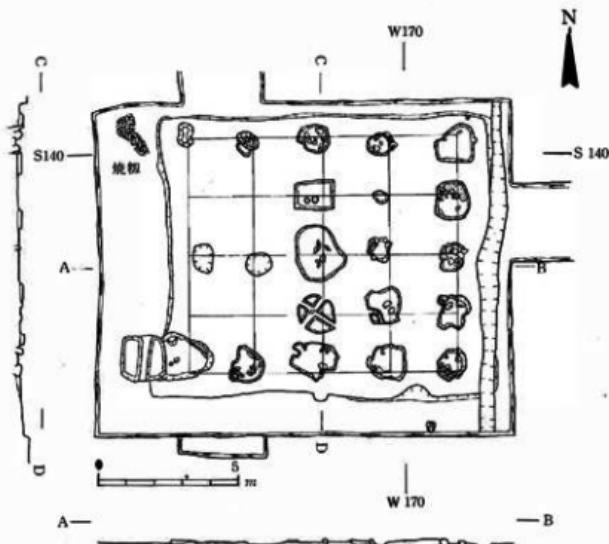
東西棟の東妻のみが検出され、大部分は調査地区外にある。桁行は不明であるが、梁間は1間2.4m（8尺）で2間4.8m（16尺）である。建物の方角は、真東に一致するらしい。

6) 挿立建物跡の前後関係

SB04A建物跡→SB08建物跡→SB04B建物跡の順で、SB09建物跡をSB04B建物跡が切っている。またSB17建物跡はSB18建物跡を切っている。これ以外の前後関係については、直接切り合う掘り方がないため不明である。なお、SB09建物跡とSB17建物跡は、桁行柱列が真東方向の一線上に並び、両者の間隔は17.4m（約58尺）である。

7) SB05建物跡（第7図 図版4～8）

真南北に設定した調査基準線上に乗る東西棟で、掘り込み地業上に据え方を不整形に掘りくぼめ、内面に花崗岩の割り石を詰めて根石としたものが、11ヵ所検出されている。他に4ヵ所根石の存在が認められるが、原位置を動いている。残り10ヵ所は耕地整理によって失われている。なお、根石の上を、白河石と云われる熔結凝灰岩をくだけた礫が覆っていたが、これは礫石を2次的に処理したものなので除去し、この下から根石を検出した。建物の規模は、桁行4間9.60m（32尺）、梁間



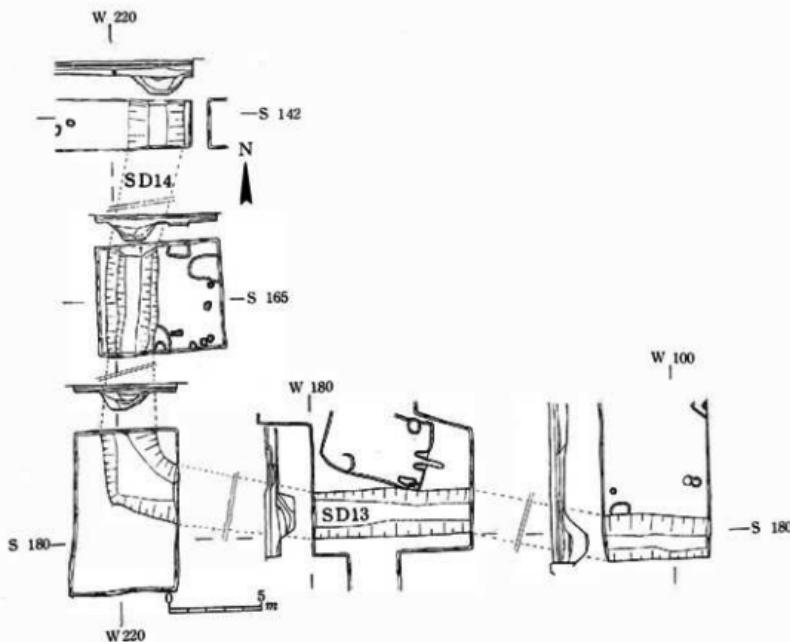
第7図 SB05建物跡

4間（28尺）の礫石を用いた造構で、建物内部の各柱通りの位置にも礫石が据え付けられていたものである。柱間寸法は、礫石を失っている現在計測は困難であるが、桁行1間2.4m（8尺）、梁行

1間2.1m（7尺）とみられる。この建物跡は、全面に掘り込み地業があり、黄・黒瓦層の4枚から成る版築が認められる。中央を東西に断ち割った所見では、東で25cm、西で15cmの深さを計るもので、底面のレベルは、周囲の地山とほぼ同一であるからむしろ版築は、基壇状を呈している。従って据え方のくぼみの底は、版築土をつき抜けて地山に達しており、基壇として実効を伴わない状況にある。地業の規模は、東西12m、南北10mである。耕地整理以前の地表は、東下りで、版築土厚の東西差はこれに起因するとみられる。地業の東縁線上を南北直線に後世の溝が切り、南西コーナーに後世の大穴がある。建物の方角角は、ほぼ真東に一致する。

西群建物跡に伴う出土遺物は、SB04建物跡北2東6掘り方埋土中より内黒土師器片・繩目平瓦片・同北2東1掘り方埋土中より土師器片・須恵器片、同北3東1掘り方埋土中より繩目瓦片がある。SB05建物跡では、版築土直上で繩目軒平瓦他瓦片數十点、掘方内埋土中より繩目平瓦片がある。他にSB17建物跡の地山直上で開元通宝1枚、重複する掘り方を伴わない掘立小柱穴内より須恵系土器がある。

SB05建物の南側トレンチ断面に多量に焼却の層が観察された。またSB06建物跡西側トレンチ断面にも多量に焼却を包括する層があった。これらは、それぞれ両者に伴う遺物である。



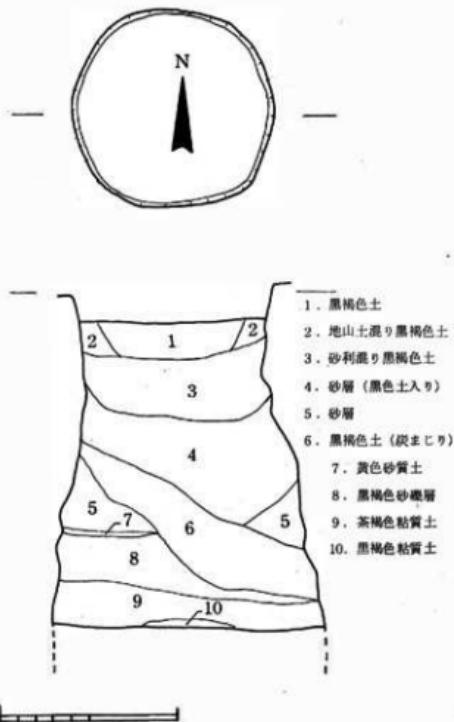
第8図 SD13・14大溝跡

### 8) SD13・14大溝跡（第8図 図版19～30）

南北大溝（SD14）ではSI42とSI65の位置で3mと6m、東西大溝（SD13）ではW180とW100の位置で9mと6m、屈曲部180の位置で6m、計5カ所延長計30mを掘り上げた。これら掘り上げた大溝間の間隔は、北から順に18m・6m・36m・66mである。SI42の位置の大溝跡は最初に発見したもので、上幅3.0m（約10尺）、底幅1.0m（約3尺）で、地表からの深さ1.8m、地山からの深さ0.9mで、底は平で逆台形状の断面をもち上方に開く。SI65の位置の大溝跡は、前者より1m西にずれ、上幅平均2.8m、底幅平均0.8m、地表からの深さ1.4m、地山からの深さ0.9mで、断面は逆台形で前者と共通である。屈曲部は更に0.5m西にずれており、北壁では上幅3.0m、底幅0.8m、地表からの深さ1.35m、地山からの深さ1.0mである。東壁では上幅3.2m、底幅0.8m、コーナーでは上幅3.8m、底幅2.3mである。W180の位置では西壁で上幅2.5m、底幅1.5m、地表からの深さ1.6m、地山からの深さ1.0m、東壁では上幅2.4m、底幅0.9mである。W100の位置では南に1.4mずれ、時にかかるため南壁は完掘できなかった。掘り上げた部分のみで計測すると、西壁で上幅2.5m（推定3.0m）、底幅0.7m、地表からの深さ2.0m、地表からの深さ1.0m、東壁では上幅2.1m（推定3.0m）、底幅0.7mである。大溝跡の断面観察によれば、埋土は4～5層認められるが、底部に厚く有機質黒土が堆積している状態ではない。埋土中の出土遺物は、SD14で木炭片、内黒ロクロ土師器片、丸瓦第2類片、SD13で須恵系高台付杯、土師器甕片、ヘラケズリ平瓦片、屈曲部で繩目平瓦片がある。また、SD14では掘り方状ピット、SD13では栗園期堅穴住居跡を大溝が切っている。東西・南北の基準線に対し、SD14では4°東に、SD13では2°南にふれ両者は88°の鋭角で曲っている。屈曲部は直角に曲らず、やや内側を鈍角にカーブする感じである。地山からの深さは約1.0mと一定の深さを保っている。レベルは、SD14大溝跡では北から185cm（水系より）176cm・176cm、SD13大溝跡では西から176cm、222cm、233cmを計り、SD14大溝跡では北へED13大溝跡では東へ傾斜している。SD13大溝跡とSB14建物跡の間、同じくSB15・16建物跡との間、つまり大溝跡内側に、土壘状造構の痕跡があり、後者で幅3.5mを計る。

### 9) SE19井戸跡（第9図 図版47・48）

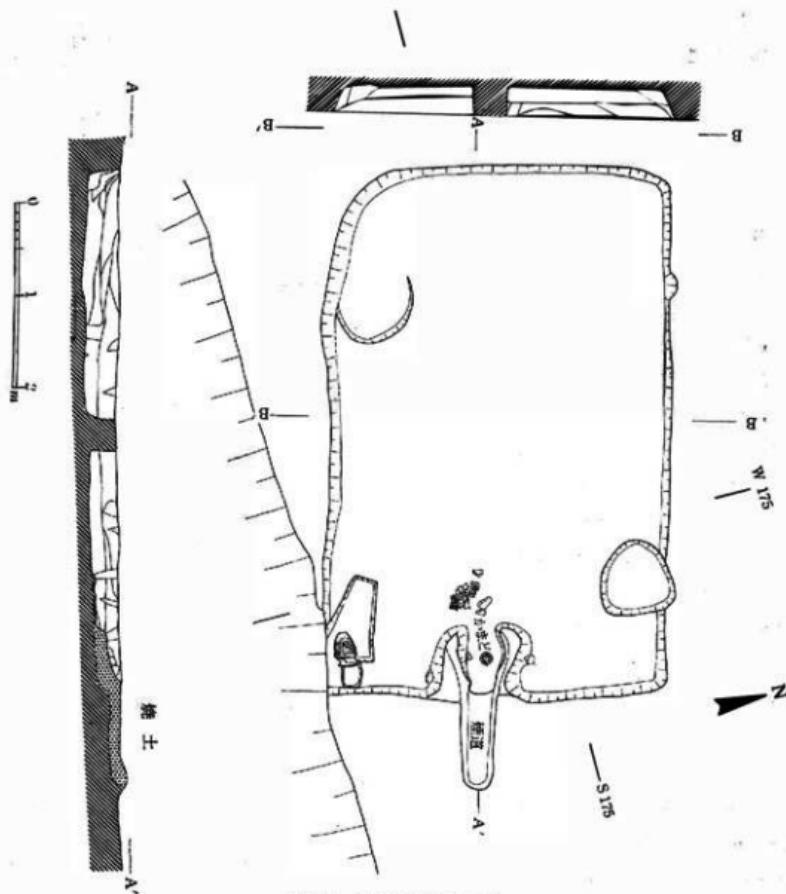
径1.1mのほぼ正円形で、ロームの地山を穿っている。地山から1.85m掘って落盤のため中止した。この間10層の埋土が認められ、上から順に黒褐色土・地山ブロック混り黒褐色土・砂利混り黒褐色土・黒土混り砂層・砂層・砂利混り黒褐色土（木炭を含む）・黄色砂質土・黒褐色砂疊層・茶褐色粘質土・黒褐色粘質土である。底に達しておらず遺物はない。附近民家の井戸は、8～10mの深さがある由である。



第9図 SE19井戸跡

10) S I 12 竪穴住居跡 (第10図 図版31~34)

地山の面ではじめて気付いたもので、SD13大溝跡に伴うとみられる土壘状遺構の下にある。主軸は真東から約18°南に偏している。プランは $5.7m \times 3.8m$ で、東壁中央よりやや南にカマドが付く。南東隅に長方形ピット、北壁東寄りに円形ピットがある。カマドは馬蹄形に粘土(白色粘土)で築成したもので、内部はよく焼けている。煙道は東壁線から水平に1.0mロームを半地下式に掘り込んでいる。燃焼部中央北寄りに甕を利用した支脚がある。壁高は四周とも地山から30cmで、柱穴・周溝は認められない。遺物は南東隅の長方形ピット中、カマドの手前、カマド燃焼部、煙突部上層から4個体分の甕が出土しており、煙突部上層出土のものを除いて底部に木葉痕がある。この住居跡の北壁はSB04建物跡の軒と重なり、南壁はSD13大溝によって切られている。



第10図 S I 12堅穴住居跡

### 11) その他の遺構

FMライトレンチ西端、つまりSD14大溝跡西方に、掘り方状のもの2個と掘り方を伴わない小柱穴13個がある。SB04・05建物跡の中間08ライトレンチ内に、掘り方1個、SB11・SB05建物跡の中間FMライトレンチ内で掘り方を伴わない小柱穴が8個発見されている。

その他SB04・17・18と重なる掘り方を伴わない小柱穴が若干あるが、何れも建物としてまとまる位置ではない。

なお、SD14大溝跡埋土上面黒土層に設けた火葬基1基があり、若干の骨片・木炭が出土している。

## 第2節 中 群

### 1) SB10建物跡

(第12図 図版37・38)

SB11建物の東側約10mに、根石及び破砕された礎石の痕跡7箇所が検出された。

3m幅のトレンチ内であるため、東西四間、南北は二間以上であることが窺われるのみであるが、方位が同一であることや、掘り込み地業の存在しない点などから、SB11建物跡と同規模の建物であろう。

据方の検出を行なわなかったため、正確な柱間寸法は不明である。なお、東南部から出土した凝灰岩に、直徑10cm、深さ5cmの穴を穿ったものがあり、後述するSB15建物跡から出土したものと同様の遺物と考えられる。

### 2) SB11建物跡

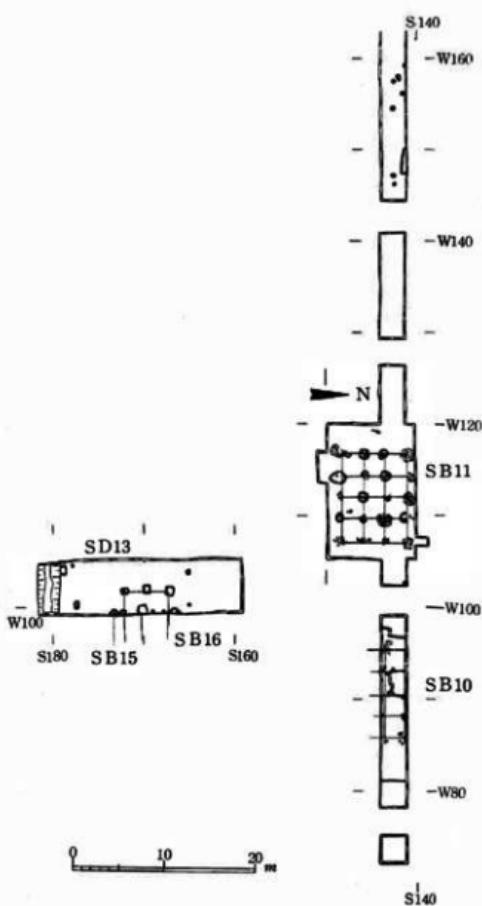
(第12図 図版39~43)

SB05建物跡の東側45m、西群建物跡と、昨年発掘した東群建物跡とのほぼ中間に、礎石建物SB11が検出された。

トレンチを拡張して建物跡の全体を検出したが、時間的制約のため、根石の精査はせず、据方の掘り込みを検出するのみで埋め戻しを行なった。

この建物は東西4間、南北3間で建物内部の各柱通りの位置にも礎石が据えつけられていた。礎石は抜き取られ、或いは原位置のまま破砕して埋め込まれてしまい、原形を残すものはない。但し根固石や、礎石抜取穴に投げこまれた礫や瓦片の位置から、20箇所の全柱位置がほぼ確認できる。

この建物には掘り込み地業は認められない。層位を見ると、表土下の水田耕土の更に下に、厚さ

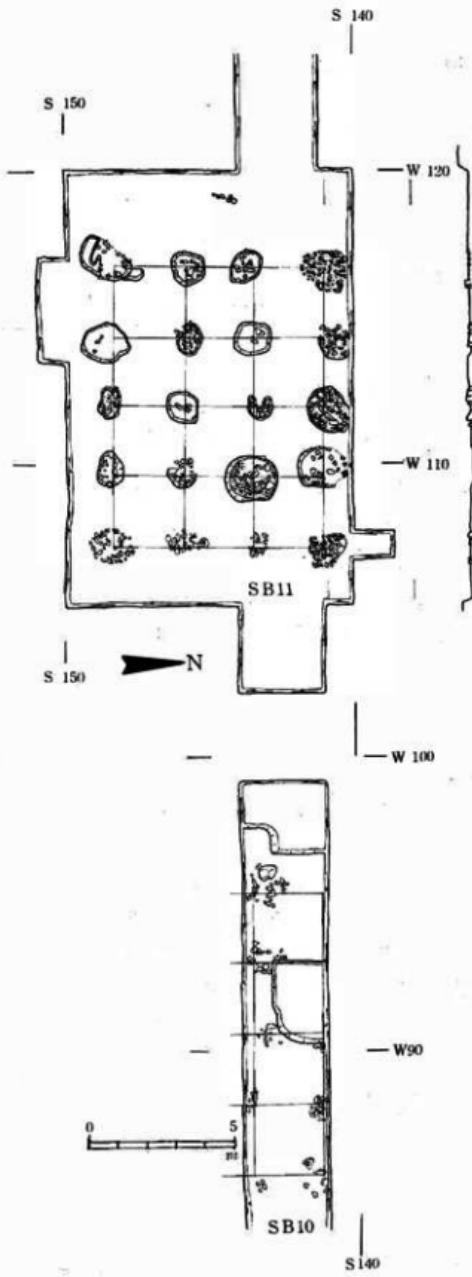


第11図 中 群 遺 構 図

20~40cmの黒褐色土があり、この層の下面から地山の黄褐色土にかけて据方が検出されている。据方の大きさは直径1.3~1.5m前後の不整円形で、白河石や安山岩質の割り石を根石としている。この上に直径1m前後の礎石が据えられていたものであろう。

据方を確実に検出したのは数箇所のみであるため、柱間寸法などは推定の域を出ないが、桁行4間9.5m(約32尺)、梁行3間7.5m(約25尺)前後とみられる。従ってSB11建物跡は柱間が8尺(2.4m)等間隔の東西棟の建物であったという事になる。

建物の方位角は、南北柱列が約1度30分東にずれている。



第12図 SB10・11建物跡

3) SB15建物跡（第13図 図版44～46）

SB04建物の東側約78mにあり、西側妻二間分のみを検出した大形の掘り方をもつ掘立柱建物SB15と、それに重複し西へ更に1間分検出された掘立柱建物SB16である。共にSB14大溝の北側にある土壙状遺構の内側に位置している。

SB15建物跡の掘り方は1辺1mの方形で、柱のアタリがあるものは1基だけであるが、掘り方の中心間隔は3.1m（約10尺）である。

4) SB16建物跡（第13図 図版44～46）

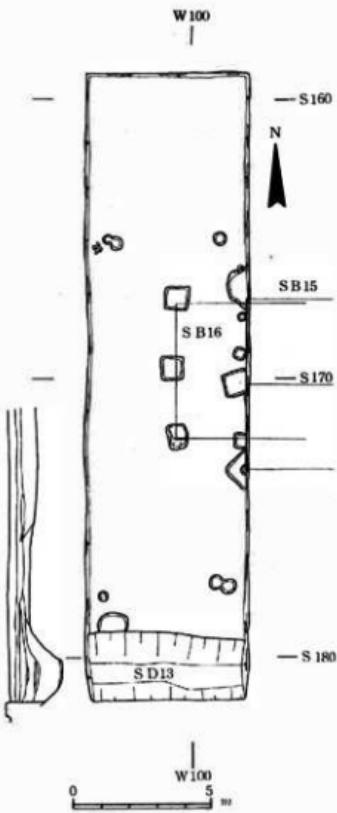
前者に対して掘り方は1辺80cmほどとやや小さく、柱間隔は2.5m（約8尺）前後である。切り合ひ関係をみると、SB16をSB15が切っている。掘り方の断ち割りは行なわなかつたため、正確な間隔は不明である。

5) SD13大溝跡（第13図 図版29・30）

SD15, 16建物跡の南6mに、SD13大溝跡の廻長部が検出された。農道の畦にかかるため上部幅が確認できなかつたが、底部幅0.7～1.0m、深さは検出面より1.2mである。

大溝の埋土は単純で、遺物も殆ど出土しなかつた。

大溝の北側に接して、基底部幅3.5m、現高20cmにわたり、黒褐色土と、地山黄褐色土の混合土を積み上げた固い面がある。溝を掘り上げた土を積んだものらしく、土堤、或いは築地基底のような遺構の残存部であるかもしれない。昭和49年5月～6月の緊急調査の際、土壙状遺構と称したものと同様の遺構である。



第13図 SB15・16建物跡・SD13大溝跡

## 第3章 出土遺物

出土遺物は、瓦約440点をはじめ、土器、金属製品、火葬骨、焼粋がある。瓦は中群建物跡付近と、その南側に多く見られたが、これは両地点がやや地形的に低くなってしまっており、包含層が割合よく残っていたためであろう。土器には、器形、型式差がみられ、竪穴住居跡や大溝からはまとまった資料も見られる。

### 第1節 瓦（第14図 図版50）

瓦はまとまった資料がなく、造構との関連があるものもほとんど認められなかったため、一括して述べる事にする。総数436点。文様瓦には、複弁蓮華文軒丸瓦、重弧文軒平瓦、無文軒平瓦、造具瓦には隅平瓦、平瓦・丸瓦には文字瓦1点を含む7種類の平瓦と2種類の丸瓦がある。以下、前年度の調査概報の分類（注1）に従って詳述する。

#### （I）複弁六葉蓮華文軒丸瓦

瓦当面の破片2点、丸瓦との接合部で周縁のX字文が残るもの1点が出土した。瓦当面破片（第14図の1.2、図版50の1.2）は、SB08、SB10付近より各1点出土し、共に周縁にX字文があり、間弁の先端が延びて花弁の周囲を包む、複弁六葉蓮華文第三類に属するものである。1点は暗灰色で表面の保存もよいが、もう1点は焼けたものらしく、明褐色で摩滅がひどい。

他に瓦当部欠損の軒丸瓦破片3点があり、内2点は丸瓦第1類である。

#### （II）重弧文軒平瓦

計8点出土した。全て瓦当面にロクロ曳き三重弧文を描いた重弧文軒平瓦第一類である。出土地点は中群建物の南方を中心に、SB05建物跡、SB10建物跡周辺、SD14大溝の埋土直上からも出土している。（第14図の3.4、図版50の3.4）

#### （III）無文軒平瓦（図版50の6.7）

SB05建物跡、SB10建物跡より各1点出土したもので、平瓦第6類の短辺に短かい頸部を取りつけ、瓦当面と頸面には平瓦部分と同じ縁の繩目を付けたものである。文様部分が剝れ落ちたものではなく、無文、又は繩目文軒平瓦と称すべきものである。昭和49年5月～6月の緊急調査の際にも1点出土している（注2）。

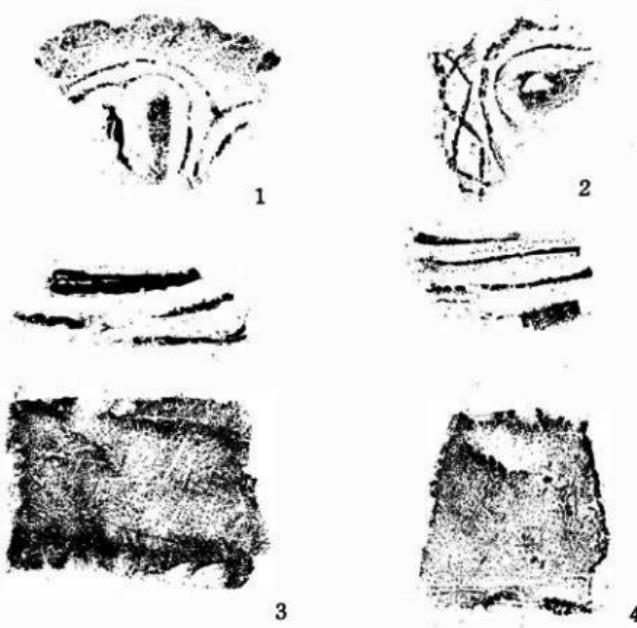
その他、頸部のみで文様不明の破片1点がある。

#### （IV）隅瓦

平瓦の広端部を切り取ったもので、計9点が出土している。内訳は平瓦第1類が最も多く7点、第3類、第5類が各1点ずつ出土した。平瓦の製作技術は一般的の平瓦と変わらない。

#### （V）平瓦

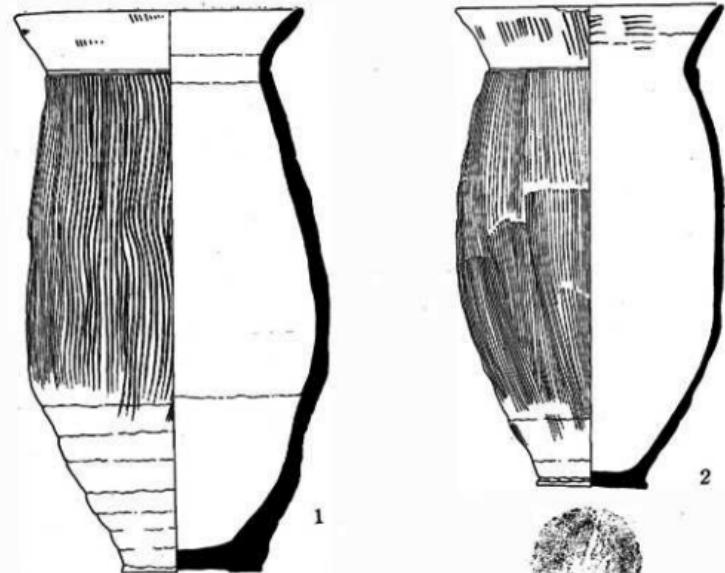
平瓦の分類については、前年度までの発掘調査概報で6類に分けられている。本年度に出土した



1. SB10付近
2. SB08
3. SB15. 16付近
4. SB15. 16付近
5. SB05とSB11の中間

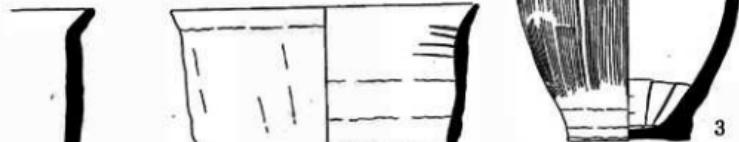
第14図 遺物 拓本

5



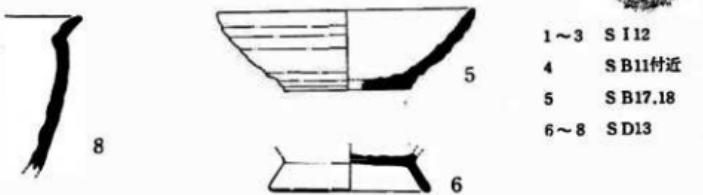
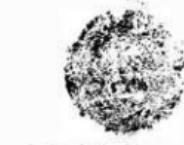
1

2



3

4



5

- 1~3 S I12  
4 S B11付近  
5 S B17.18  
6~8 S D13



6

0 10 20 cm

第15図 遺物実測図

ものは大半この類例に含まれるため詳述をさけ、数量統計と新知見のみを述べる。

平瓦総計322点の内、分類可能な破片は216点、他は小破片である。平瓦第1類が123点で最も多い。詳細に観察すると、粘土板桶巻造りのもと、粘土紐桶巻造りのものに分類できる。大溝からは4点出土している。

第2類は21点、第3類は33点出土している。第3類平瓦の内、SB05建物跡とSB11建物跡との間から出土した1点の凸面に、蒐書文字が見られる(第14図の5・図版50の5)。文字は「鹿」の崩字のように読まれ、閑和久遺跡では初めて出土した文字瓦である。

第4類は少なく2点のみ、第5類は19点、第6類は17点で、内4点は大溝埋土中より出土した。

本年度の発掘によって新たに第7類が設定された。

第7類、昭和48年度概報第5章で、既出土平瓦の第4類とされているものである。即ち「凸面を磨いてはいるが、格子目状もしくは斜格子状の叩目のところどころにのこるもの、凹面には布目がある。粘土板桶巻造りの手法によったものである」とされた平瓦である。発掘ではSB10、SB11建物跡の南側から1点出土したのであるが、昭和49年5月～6月の緊急調査で、北側台地上から十数点が出土している。叩き目には各種あり、2種類以上を併用したものも見られる。

丸瓦は、丸瓦第1類が圧倒的に多く91点中88点を占める。内3点は大溝出土。第2類は3点のみであるが、SD14大溝の屈曲部近くの底面から1点出土している。

注1) 福島県教育委員会編「閑和久遺跡I——史跡指定調査概報——」(福島県文化財調査報告書第39集)

昭和48年

注2) 泉崎村教育委員会編「閑和久遺跡——県道拡幅工事に伴う調査——」昭和49年

## 第2節 土器

造構関係のものを中心に述べる。

1) SI-12堅穴住居跡(第15図の1～3、図版49の1～3)

土師器の甕4個体分が出土したが、復元可能なものは3点であった。第15図1は、カマドの南側のピット中に横に埋没していたもので、口径17.5cm、底径8.5cm、高さ34.0cmである。最大径が体部下半にあり、底部は木葉底で、体部下半は厚手につくり、上半は薄手で縦に刷毛目調整、頸部に段を有し、口縁部より内面にかけて横ナデ調整を行なう。

第15図2は、カマド正面より破碎して出土したもので、復元によってほぼ完形になった。口径16.2cm、底径6.6cm、高さ29.0cmである。①よりやや小形で器厚もうすい。底部は木葉底で、体部より口縁にかけて縦に刷毛目調整を施した後、口縁より内面にかけて横ナデ調整を行なっている。頸部には段がある。

第5図3は、カマドの中央に伏せて埋めこまれ、支脚として使用されていたもの。体部下半のみの破片である。火による再酸化がひどく詳細は不明であるが、底径7.4cm、現高13.0cmで、底部は木葉底らしく、体部には縦の刷毛目調整が見られる。

S I 12竪穴住居跡からは、この他にカマド煙道上からも土師器壺1点が出土しているが、破片のため復元不能であった。肩部は縦にヘラケズリが行なわれ、他の3点とは相違がみられる。

2) SD13, 14大溝跡(第15図の6~8 図版49の5~7)

遺物の量は少なく、肩位による遺物の変化も見られない。溝の底部から出土した遺物は瓦のみで、平瓦第6類、丸瓦第2類が各1点である。SD13大溝跡の埋土上部からは、須恵系土器の高台壺破片(第15図6)、土師器壺(第15図7.8)が出土した。壺は、口縁が短かく外反し、体部に縦のヘラケズリを行なうものであるが、同肩位からロクロ痕のある薄手の壺も出土している。

3) SB17, 18建物跡(第15図5 図版49の4)

SB17.18建物跡の位置に、建物としてまとまらない直径20~30cmの小掘立柱穴があるが、この柱穴埋土中から須恵系土器が出土した。約5%の破片であるが、復元すると口径15.5cm、底径7.6cm、高さ4.8cmほどになる(第15図5)。ロクロ成形で、回転糸切りによって切り離され、再調整は行なわない。SB17, 18建物跡以後の遺物と思われる。

4) SB11建物跡(第15図4)。

SB11建物西廂付近の黒褐色土から出土した土師器鉢の破片がある。明褐色で、復元口径18.6cm、現高13cm外面に煤が付着している。ロクロを使用せず、横ナデ調整と縦位ヘラケズリ調整を併用している(第15図4)。

5) その他の出土土器。

須恵器、土師器の他、須恵系土器、中世陶器、更に閑和久遺跡以前の遺物として、繩文土器数点が出土している。

須恵器。

土師器に比べて数が多い。器形には、壺、長頸瓶、蓋、壺、鉢などが確認できる。

壺の破片が最も多く、口縁に波状文のある破片も2点見られる。壺は数は少ないが、底部に回転ヘラキリ痕のあるものが2点あり、他の切り離し手法は出土していない。長頸瓶、蓋は破片のみで、蓋の内1点には硯に転用されたらしく、摩滅して墨が付着したものがある。鉢は底部付近の破片2点のみであるが、断面三角形の太い高台をつけ、内面は摩滅して滑らかになっている。

土師器。

壺、鉢、壺があるが数は少ない。壺は内面黒色処理をし、ロクロ成形で底部には回転ヘラケズリ、又は手持ちヘラケズリ調整痕がある。

須恵系土器、青磁の他。

須恵系土器も総量としては少なく、大溝出土の高台壺、柱穴出土の壺の他は小破片10点前後である。青磁破片もある。

青磁破片1点がある。蓮弁の浮き彫りがあり、オリーブ色がかった緑色の碗の破片らしい。

中世陶器には、擂鉢、壺などがある。又繩文土器は、後期のもので、分銅形打製石斧1点も出土

した。

### 第3節 金属製品（図版49の8）

- ・SB10建物跡の西側から鉄製刀子が1点出土した。銹化が著しく詳細は不明。又、SB05建物跡とSB11建物跡の中間から、青銅製の鋳造品破片、SB17、18建物跡の表土から、「開元通宝」1点（図版49の8）が出土した。

## 第4章 考 察

### 第1節 遺構

今回の発掘調査によって検出した遺構は、礎石を使用した建物跡3棟、掘立柱構造の建物跡8棟、竪穴住居跡1棟、井戸跡1所、大溝跡2条および若干の小穴群などであった。これらの遺構は、所在位置から西群と中群の2つのグループに区分できる。また、昭和47・48年度の発掘調査（注1）では、3棟の礎石使用建物跡からなる東群を発見しているので、関和久遺跡の南半地域には少くとも3群の建築遺構が存在することが判明した。なお、昭和49年5～6月に実施された県道白河一母畑線拡幅改良工事に伴なう緊急調査によって、関和久遺跡の北辺近くにも掘立柱構造の建物跡などの遺構群があることが知られている（注2）。

ここでは、これらの発見遺構のうち、建築遺構および大溝跡について考察を行なう。

#### 1) 建築遺構

今回検出した建築遺構には、柱を支える構造から、礎石を使用した建物跡（SB06・SB10～11）と、掘立柱構造の建物跡（SB04A～04B・SB08～09・SB15～18）の2種類がある。礎石を使用した建物跡は、建物内部の各柱通りにも廻柱列と同様の大きさをもった根石群があるので、すでに発掘しているSB01～03・SB06と同じ構造であり、昭和47年度の調査概報（注3）で考察したように、高床の倉庫の遺構と考えられる。これに対して、掘立柱構造の建物跡は、長方形の平面をもち、建物内部の柱通りに柱を立てた痕跡がないので、切妻形の屋根をもった土間の建物の遺構と考えられる。このような掘立柱構造の建物跡は、各地の古代官衙遺跡から数多く発見されている建物跡と全く同じ構造のものである。なお、昨年度の発掘調査では、掘立柱構造ではあるが建物内部の各柱通りにも柱穴のある高床の倉庫跡1棟（SB07）も発見している。それ故、関和久遺跡では礎石使用の倉庫・掘立柱構造の倉庫・掘立柱構造の官衙建物の3種類のあったことが明らかになった。

倉庫跡については、SB05倉庫跡が桁行4間（9.6m～32尺）×梁行4間（8.4m～28尺）で、柱間寸法が桁行方向で各8尺、梁行方向で各7尺であり、SB11倉庫跡が桁行4間（9.5m～32尺）×梁行3間（7.5m～25尺）で、柱間寸法は大体において8尺等間であった。SB10倉庫跡は部分的にしか調査していないが、ほぼSB11倉庫跡と同規模と推定できる。今までの発掘調査で検出した礎石使用の倉庫跡で規模の判明しているものが桁行4間×梁行3間で柱間寸法9尺等間であったこと（注4）と較べると、同じ構造の倉庫にも規模の上で多くの種類のあったことを示している。しかしながら、倉庫群の配置状況を観察すると、SB05倉庫跡は規模の異なるSB06倉庫跡と約11mの間隔で棟を揃えて東西に配置されており、SB01～03倉庫跡やSB10～11倉庫跡と同様の配置関係にある。さらに、SB05およびSB06倉庫跡の周囲から多量の焼却が出土しており、両倉庫の使用状況に差異のなかったことがうかがえる。天平10年の和泉監正税帳（注5）によれば同国日根郡などで規模構造の異なる倉が数棟ずつ群をなして並んでいたことがわかるが、関和久遺跡の場合

も同様と考えられる。

つぎに、今回発掘した掘立柱構造の官衙風建物跡については、8棟のうち規模を把握できたのはS B04A・B建物跡（各桁行5間×梁行2間、柱間寸法3m=10尺等間）と、S B08建物跡（桁行5間×梁行2間、桁行の柱間寸法2.4m=8尺等間、梁行の柱間寸法3m=10尺等間）の3棟にすぎない。しかし、他の建物跡も皆、廻のない梁行2間の東西建物であり、梁行の柱間寸法もS B16とS B18が2.4m=8尺で、他はすべて3m=10尺である。さらに、ほぼ1列に東西に並んで配置されていることから、すべて同じ性格の建物群とみられる。これらの掘立柱建物群の用途は何であろうか。まず第1に、これらの建物跡群は、ほぼ1列に東西に並ぶS B05~06・S B10~11の倉庫跡群と並行して東西に1列に並んでおり、倉庫跡群との間隔は17~18mにすぎない。また、倉庫跡群の中間に築地や掘立柱列のような区画施設の遺構は発見されていない。ところで、養老倉庫令の規定（注6）では「倉を去ること50丈の内に館舎を置く事を得ざれ」とされている。陸奥国酉河郡においても令の規定通りに実行されていたと仮定すれば、倉庫群に近接して並ぶ掘立柱建物群は館舎ではないことになる。さらに前述の和泉監正税帳では、倉庫と共に額帳を収める屋の存在が記されており、天平10年の駿河国正税帳にも正倉とともに税室のあったことが記されている（注7）。このように関和久遺跡における掘立柱建物跡群は、その配置関係から倉と類似する機能を有する建物群の遺構である可能性も否定できない。しかし、一方では掘立柱建物跡群の周辺では焼粧が出土しておらず、掘立柱建物跡はすべて複雑に重複し、数多くの建替えの痕跡が認められるのに対して高床の倉庫跡では掘立柱構造の場合でも建替えの痕跡が認められない。この事実は掘立柱建物跡群の用途が倉庫跡群と一致していないことを暗示している。関和久遺跡における倉庫群と並列する掘立柱建物群の性格については、今後の発掘調査によって解明させる必要がある。

## 2) 大溝跡

今回の発掘調査の成果の1つは、SD13~14の大溝跡の発見であった。南北方向にのびるSD14と東西方向にのびるSD13とは、各々の南・西端ではほぼ直角に接続しており、溝の幅や深さおよび溝内堆積土の状況もほぼ一致している。しかも、SD13の南方およびSD14の西方地区では建物跡などの古代の明確な遺構が存在しないので、関和久遺跡の南辺および西辺を区画する施設と考えられるものである。大溝の年代については、SD13が渠開式土器を出すS I 12竪穴住居跡の一部をこわして掘られているので、それより新しいことは確實であるが、溝内の堆積土内から出土する遺物はいずれも古代に属するものであり、関和久遺跡の使用年代と一致している。

これまで郡家跡と考えられる遺跡では、建物群の配列を把握できても全体の規模を知ることがなかった。関和久遺跡では大溝跡の発見で遺跡の規模を把握する手掛りを得たわけである。そこで現在の資料にもとづき遺跡の規模について予察を行ない、今後の調査研究への手掛りとしたい。

今回の発掘調査によって、SD13大溝跡は西端から約122m東方まで続くことを確認しており、SD14大溝跡は南端から約37m北方まで続くことを確認している。しかし、両溝跡とも更に続くこ

とは確実である。木野内氏の豚倉建設の際に SD14大溝跡の北延長上にあたる約120m北で大溝跡の一部を発見している。また、これらの大溝跡が昭和47・48年度に発掘調査した東群の建物跡を取り込んで遺跡の周囲をめぐるとすれば、昭和47年度に大溝跡の西南隅より約262m東方の地点まで発掘しているにもかかわらず対応する大溝跡を検出していないので、SD13大溝跡の長さは少くとも262m=873尺より大きいと考えられる。すなわち、関和久遺跡の東西幅は2町より広いことになる。また、49年5~6月の緊急調査によって県道白河一母畠線の拡幅部分から掘立柱建物が検出されているが、これは大溝跡の西南隅から約320m北方の位置の東延長上にあたる。これらの事実から、関和久遺跡の規模は、1町=360尺を単位とする正方形の地を占めると仮定すれば、3町四方であった可能性が強い。

注1 福島県教育委員会編「関和久遺跡一史跡指定調査概報」(福島県文化財調査報告書第39集) 昭和48年  
同編「関和久遺跡一史跡指定調査概報」(福島県文化財調査報告書第44集) 昭和49年

注2 福島県泉崎村教育委員会編「関和久遺跡一県道拡幅工事に伴う調査」昭和49年

注3 注1と同じ

注4 ただし規模不明なSB03倉庫跡は7尺等間。

注5 竹内理三編「寧楽遺文上巻政治編」昭和37年

注6 義老倉庫令倉于高棟處置條

注7 注5と同じ

## 第2節 遺 物

昭和49年度発掘調査の出土遺物は、瓦、土師器、須恵器、須恵系土器、青磁片、開元通宝、刀子、金属製品、焼粧のほか、繩文土器片、石斧、火葬骨がある。

瓦は436点出土しているが、建物遺構と直接関連する状態で出土したものはない。

瓦については、昭和49年5月~6月の緊急調査(注1)で発見された無文(縄目)軒平瓦片2点が新たに加わったこと、格子状叩目を有する瓦が、前記緊急調査で十数点出土したのに次いで今回も1点出土し、平瓦第7類が設定されること、平瓦第3類でFMライン・トレーナー中央出土の破片に「鹿」字と判断される文字瓦片が発見されたことなどが指摘される。なお、「鹿」字とすれば和名抄記載の鹿田郷が想起され、吉田東吾の大日本地名辞典では、竹貫、赤坂(古殿村、鮫川村)を疑している。

土器については、SI12竪穴住居跡出土の甕が注意される。カマド南のピット中より出土した完形の甕は、最大径が体部下半にあり、底部に木葉痕を有し、頸部に段を形成する特徴をもち、東北土師器編年(注2)の栗圓式に含まれるものである。その実年代は、国分寺下層式に先行するところから、天平13年(751)以前の8世紀前半とされる(注3)。

長胴甕の器形の変遷は、この地方ではやや太身で最大径が胴中央部にあるもの→最大径が胴部下半にあるもの→最大径が胴部上半にあるもの発展がほぼ認められている(注4)。このことから、当該甕は栗圓式の中でも前半の8世紀初頭に置くことが可能と思われる。

昭和49年5月~6月の緊急調査において、北方台地を調査した際の出土遺物(注5)と、今回の

出土遺物を比較すると、渠口式の土師器、無文軒平瓦、格子状叩目平瓦、須恵系土器、開元通宝等共通するものが多く、その示す年代も8世紀初頭～11世紀と一致する。

注1 泉崎村教育委員会「関和久遺跡一県道拡幅工事に伴う調査一」昭和49年

注2 歴史第14輯「東北土師器の型式分類とその編年」氏家和典 昭和32年

注3 山形県の考古と歴史「陸奥国分寺跡出土の丸底壺をめぐって」氏家和典 1967

注4 「七斗森遺跡概報」福島県教育委員会 昭和45年。

注5 注1と同じ。

### 第3節 遺跡の性格

過去2年の発掘調査の結果によって、われわれは関和久遺跡をもって陸奥国白河郡家跡に擬定した。（注1）その理由はこの遺跡は寺院跡とは認められず、穀倉を多く備えた地方官衙と認められるからである。穀倉を多く備えた地方官衙として第一に考えられるのは郡家であることは文献的にも考古学的にも認められることである。この推定は本年度の発掘調査の結果によっても変更の必要は認められない。



伊東信雄博士現地説明風景

本年度に発掘された建物跡は前節で見たように竪穴住居跡1棟、礎石を用いた倉庫跡3棟、掘立柱の倉庫風でない建物8棟である。これに前年までに発掘調査されているものを加えると、竪穴住居跡1棟、倉庫8棟、倉庫風でない建物8棟の17棟になる。この中で竪穴住居跡は他の建物よりも古いもので、郡家建設以前のものと思われるからこれを除外すると、倉庫8、倉庫以外8となり、同数である。ところが倉庫の場合には建物の重複が認められないのに対し、掘立柱の官衙風建物は重複が認められるので、同時に建っていた建物数は半分ぐらいに減ってしまうので、倉庫の方が多いということは認めざるを得ない。

しかもその配置を見ると、倉庫の方がそれ以外の建物よりも広い範囲に散らばっている。今年西部および南部で発見された大溝（SD14, 13）は遺跡の四周を区切る空濠の一部と思われるのであるが、その一辺の長さは3町（327m）あったのではなかったかと推定される。遺跡の平面図の上に、この正方形を描いて見ると倉庫が正方形の南半の東、中央、西と広い部分にちらばっているのに対し、倉庫以外の官衙風の建物はその南端に東西一列にならんでいるにすぎない。もっとも官衙風の建物と言っても、これらの建物は工事から見ても、大きさから言っても倉庫よりも格の落ちる建物である。現在までの状況ではこの遺跡における倉庫の優位は疑いがたい。

もちろん郡家には倉庫よりも重要な建物があったはずである。時代が少し下るが、長元3年（1030）の『上野国交替実録帳』（注2）によると、上野国の各郡には郡庁、館、厨家、正倉などの建物があったことが知られる。郡庁というのは郡の政務を行うところで、郡家においてもっとも重要な建物であったにちがいない。館は郡司の居館であり、厨家は酒屋、納屋、廩屋、拂屋などの名称

のあるところから見ると、食料を貯えたり、調理をしたりするところであったろう。正倉は郡の租税を収納するところで、郡庁とならんで郡家の機能に則した施設である。建物の数は郡庁と厨家が少く、館と正倉が多く、天元3年の上野国諸郡の平均では、郡庁3~6、館16、厨家4、正倉13である。そうして同種の建物が一定の地区にまとまって院をなしていたことは『令集解帳制合』の五行の条所註古記に郡院、倉庫院、厨院という言葉があることによって知られるのである。

いま関和久遺跡の発掘によって明らかになった建物の配置を見ると倉庫のある区域と非倉庫的な建物のある区域は画然として分かれている。これが集解古記に院と呼ばれたものの姿かも知れぬ。そうすると倉庫院より貧弱な掘立柱の建物群は厨院にでも充つべきであろうか。興味ある問題である。

注1 福島県教育委員会「関和久遺跡」I、II。

注2 『平安遺文』第4609文書

#### 第4節 ま と め

- (1) 昭和49年度には明地大門地区の西南方で総計13.7アールの面積を発掘調査した。
- (2) この発掘区域内から建物跡12棟、大溝2条、井戸跡1個が発見された。
- (3) 建物跡12棟の内訳は次の通りである。

A 穴窓住居跡	1棟
B 磚石を用いた建物跡	3棟
C 掘立柱を用いた建物跡	8棟
- (4) 穴窓住居跡(S D12)は栗囲式の土師器を出すが、その一部が郡家遺跡の外周をなすと思われる大溝によって切られているところから見て郡家遺跡以前のものである。
- (5) 磚石を用いた建物はベタ柱であって倉庫と思われる。倉庫には従来知られていた4間3間のもののほかに4間4間のもの(S B05)もあったことが新たに知られた。なおS B05附近からは焼粋が出土したが、S B10、S B11にはそれが認められなかった。
- (6) 掘立柱を用いた建物(S B04A、S B04B、S B08、S B09、S B16、S B17、S B18)には建物内部に柱を立てた痕跡がなく、切妻の屋根をもった土間の建物と考えられる。これらの建物は倉庫群のある区域の南方に、東西一列に並んで建てられており、倉庫と混在することがない。またしばしば倉庫跡には見られなかった建物の建て直しの跡が見られる。その位置、間取り、大きさから見て、郡庁というような郡家の中心的存在であったとは思われない。おそらく厨屋と呼ばれた種類の建物であった。
- (7) 調査区域の西方および南方において、この遺跡の外側をめぐると思われる大溝の一部(S D14、S D13)が発見されたことによって、郡家の四至を明らかにし得る可能性が認められるに至った。それは大体3町(327m)四方と推定されるが、来年度の発掘調査によって正確な数字が出るであろう。
- (8) 井戸の跡は径1.1m深さ1.85m以上であるが、崩壊のため底まで究め得なかった。遺物が見出

されなかつたため使用の年代を決定することはできなかつた。

(9) 出土遺物としては瓦、土師器、須恵器、などがあるが、從来出土しているものと殆んど変りなく、8～11世紀頃のものと見て差支えない。

備 以上の発掘調査の結果は本遺跡をもつて陸奥国白河郡家跡とするわれわれの見解に矛盾するものではない。

## 付章 東北の重弁蓮華文軒丸瓦

### 1. はじめに

関和久遺跡から複弁六葉蓮華文軒丸瓦とならんで重弁八葉蓮華文軒丸瓦が出土しているが、この瓦は多賀城の創建当初の瓦と近似したものである。この事実に注目した内藤政恒氏が多賀城と同種の瓦を有する関和久遺跡を神亀5年に設置された白河軍団の遺跡と推定する根拠としたことは、昭和47年度の調査概報「関和久遺跡I」に記したところである。いうなれば、重弁蓮華文軒丸瓦は関和久遺跡を世上に紹介するきっかけとなった瓦ということができる。

ところで重弁蓮華文軒丸瓦とは、軒丸瓦の瓦当面の各蓮弁の基部に小弁を重ねて蓮花文を表現したものであり、小さな中房には多く1+4の蓮子が浮き出されている。このような文様の瓦は、広義には單弁蓮華文軒丸瓦といわれるもの仲間に入るが、大和山田寺の軒瓦を祖型とするわが国の山田寺系單弁蓮華文軒丸瓦とは周縁の文様・小弁の形状・中房の蓮子などの点で著しく異なるものである。さらに、東北地方南半部に多く分布することも一つの特徴であり、單弁蓮華文の東北地方における一様相として、重弁蓮華文が区別される。

東北地方における重弁蓮華文軒丸瓦を最初にとりあげたのは、内藤政恒氏であった。内藤氏は、昭和12・13年に「東北地方発見の重弁蓮華文軒丸に就いての一考察」（宝雲20・22）という論文を発表して、多賀城跡出土瓦をはじめとする東北各地の重弁蓮華文軒丸瓦を紹介するとともに、文様の変遷を論じて多賀城跡から出土する最古式瓦が最も古く、除奥国分寺跡等から出土するものがこれに次ぎ、伊沢城跡等のものが新しいとの編年を明らかにした。ついで、昭和29年の「多賀城古瓦草創年代考」（文化18-1）では、多賀城最古式の重弁蓮華文軒丸瓦の年代を白河・玉造両軍団の置かれた神亀5年と推定し、名賀城跡・多賀城廐寺跡・菜切谷（廐寺跡）・日の出山窯跡出土瓦の同範関係を論じている。内藤氏は昭和43年の「古瓦」（住田氏と共に）でも、東北地方における重弁蓮華文軒丸瓦の展開について総括的に論じている。その他、伊東信雄氏（註1）・工藤雅樹氏（註2）が重弁蓮華文に関する研究を発表しており、宮城県多賀城跡調査研究所（註3）も多賀城跡等から出土するこの種の瓦について報告している。

したがって、東北地方の重弁蓮華文軒丸瓦については、すでに明らかになっていることが多いが、最近になって発見された遺跡もあるので、その概要について記しておきたい。

東北地方において重弁蓮華文軒丸瓦の出土が知られている遺跡は、現在33か所を数えることができる。県別にあげると、福島県3か所、宮城県26か所、岩手県4か所で宮城県に圧倒的に多いが、遺跡の種類別にみると窯跡14か所、官衙あるいは城柵跡と考えられるもの7か所、寺院跡10か所、遺跡の性格不明な遺物包含地2か所となっている。各遺跡の名称などは次表のとおりである。

## 東北地方の重弁蓮華文軒丸瓦出土地名表

県別番号	遺跡名	所在地	種類	文献
福島 1	閑和久遺跡	福島県西白河郡 泉崎村閑和久	官衙跡	福島県教育委員会「閑和久遺跡1」昭48
2	倍宿庵寺跡	白河市 双葉郡	寺院跡	同上
3	小浜代遺跡	富岡町小浜	寺院跡?	福島県宮間町教育委員会「小浜代遺跡第1次発掘調査報告」昭45
宮城 1	多賀城跡	宮城県多賀城市市川	官衙跡	宮城県多賀城跡調査研究会年報1970, 昭46
2	多賀城庵寺跡	多賀城市高崎	寺院跡	宮城県教育委員会, 多賀町「多賀城調査報告I—多賀城庵寺跡」昭45
3	陸奥国分寺跡	仙台市木下	"	宮城県教育委員会「陸奥国分寺跡発掘調査報告書」昭37
4	陸奥國分尼寺跡	" 志波町	"	伊東信雄・工藤雅樹「陸奥國分尼寺跡調査報告書」昭44
5	二の森窯跡	" 原町 小田原二の森	窯跡	内藤政恒「仙台市台ノ原・小田原瓦窯址群と出土の古瓦」歴史考古11, 昭39
6	蟹沢中窯跡	" 蟹沢中	"	同上
7	安義寺下窯跡	" 安義寺下	"	古窯跡研究会「陸奥國官窯跡群」昭48
8	前田窯跡	" 前田	"	同上
9	大蓮寺窯跡	" 大蓮寺下	"	内藤政恒「仙台市台の原・小田原瓦窯址群と出土の古瓦」歴史考古12, 昭39
10	小田原長命坂窯跡	" 長命坂	"	古窯跡研究会「陸奥國官窯跡群」昭48
11	燕沢遺跡	" 燕沢台	包含地	内藤政恒「仙台市台ノ原・小田原瓦窯址群と出土の古瓦」歴史考古9・10, 昭38
12	郡山遺跡	" 長町郡山	官衙跡?	内藤政恒「東北地方発見の重弁蓮華文鏡瓦に就いての一考察」宝鑑22, 昭13
13	富沢窯跡	" 富沢	窯跡	同上
14	龜岡遺跡	桃生郡鳴瀬町 野森龜岡	包含地	原田良雄編「東北古瓦図録」昭49
15	黄金山産金遺跡	達田郡涌谷町 黄金追	寺院跡	伊東信雄「天平産金遺跡」昭35
16	六郎館窯跡	" 六郎館	窯跡	桜井伸孝・菅原正則「六郎館瓦窯跡」昭48
17	木戸窯跡群	" 田尻町	窯跡	宮城県教育委員会「木戸瓦窯跡発掘終了報告資料」昭49
18	小松遺跡	" 小松	官衙跡?	奥野義一「宮城県達田郡田尻町出土古瓦の問題点」歴史考古6, 昭36
19	大崎八幡神社遺跡	" 八幡	寺院跡?	内藤政恒「東北地方発見の重弁蓮華文鏡瓦に就いての一考察(下)」宝鑑22, 昭13
20	北長根窯跡	" 大貫	窯跡	
21	日の出山窯跡群	加美郡色麻村 四釜東原	"	宮城県教育委員会「日の出山窯跡群」昭45
22	一の閑遺跡	" 一の閑	官衙跡?	伊東信雄「古代史」宮城県史1, 昭32
23	菜切谷庵寺跡	中新田町 菜切谷	寺院跡	伊東信雄「菜切谷庵寺跡」宮城県文化財調査報告書2, 昭31
24	大吉山窯跡	古川市清水	窯跡	
25	杉ノ下窯跡	" 小林 杉ノ下	"	内藤政恒「多賀城古瓦草創年代考」文化18—1, 昭29

県別番号	遺跡名	所在地	種類	文献
26	伏見廃寺跡	宮城県大崎伏見要害	寺院跡	佐々木茂樹「宮城県古川市伏見廃寺跡」考古学雑誌56-3, 昭46
岩手 1	胆沢城跡	岩手県水沢市佐倉河	官衙跡	岩手県教育委員会「胆沢城跡」昭32
2	明後沢遺跡	胆沢郡前沢町 古城	〃 ?	岩手県教育委員会「明後沢古瓦出土遺跡」昭40
3	瀬谷子窯跡群	江刺市稻瀬 瀬谷子	窯跡	大川清「江刺市稻瀬瓦ノ木遺跡第一調査概報」早大考古研究報1, 昭31
4	極楽寺跡	北上市稻瀬町	寺院跡	北上市教育委員会「北上市極楽寺跡」昭47

## 2. 福島県内出土の瓦

関和久遺跡の上町附近から3種類の重弁八葉蓮華文軒丸瓦（第16図1・2）が出土し、借宿庵寺跡から関和久遺跡のものとは型式の異なる重弁八葉蓮華文軒丸瓦が1種類（第16図3）が出土していることは、「関和久遺跡I」に記述したが、富岡町小浜代遺跡からも1種類の重弁蓮華文軒丸瓦が出土している。小浜代遺跡出土瓦（第16図4）は、六葉の重弁蓮華文で、蓮弁の先端の突出が少なく、各弁の大きさが不齊一であり、中房上の5（1+4）個の蓮子は十字状の浮線で結合され、中房の周縁には浅い沈線の界線と、その外側にきれぎれに浮線による界線がめぐっている。巾広い周縁の上面はへら削りされているが、その内側面には16個の鋸歯がある。直徑は平均20.4cm位であるが、周縁の巾に1.3~2.9cmと広狭があるため、瓦当面はひずんだ円形を呈している。小浜代遺跡の重弁蓮華文軒丸瓦は、蓮弁の数や文様構成からみて、関和久遺跡のものとは直接的な関連を見出しがたいが、対になる軒平瓦はへら描きの二重弧文で顎にも沈線で鋸歯文が施されている。その年代は共伴した土器等からみて奈良時代末乃至平安時代初を降ることはないと考えられる。

## 3. 宮城県内出土の瓦

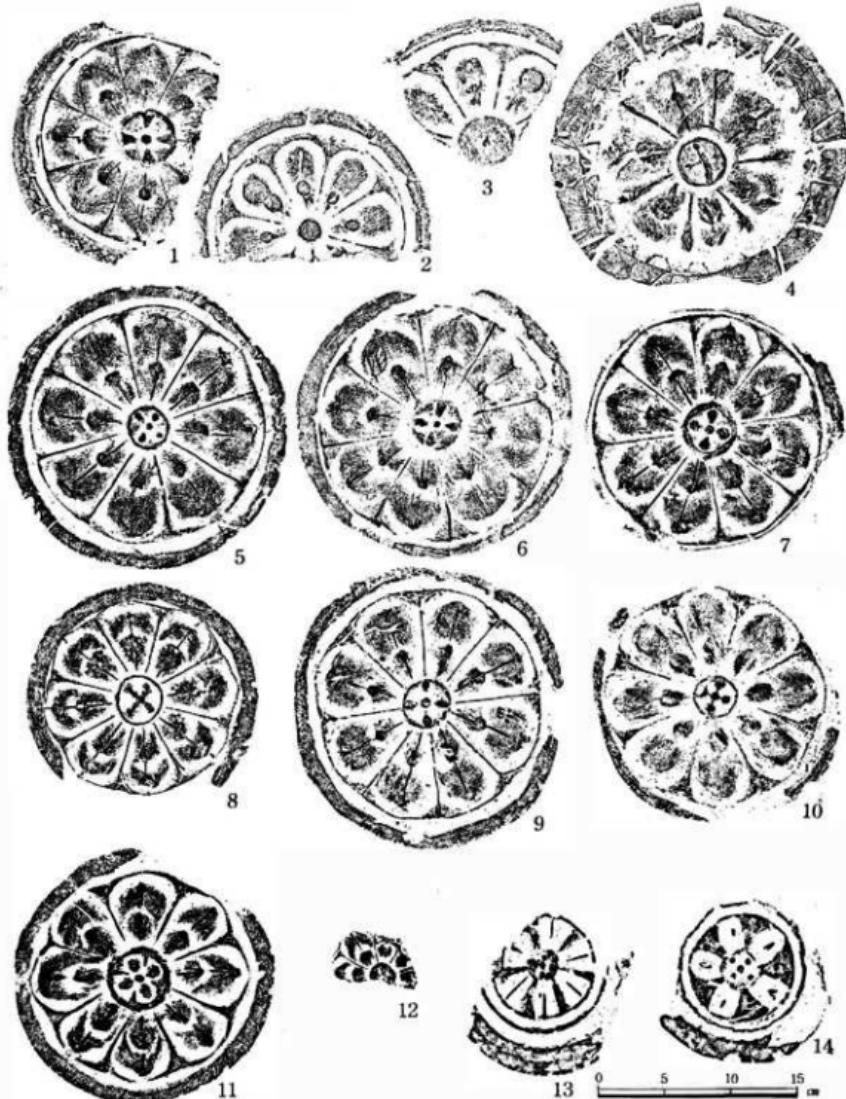
宮城県内では26か所の遺跡で重弁蓮華文の軒丸瓦が出土しているが、種類および個体数が最も多いのは多賀城跡である。

多賀城跡では、多賀城が創建された奈良時代前半から平安時代中頃にいたるまでの各時期に属する26種類の重弁蓮華文軒丸が出土しているが、遺跡における出土状況や文様の型式等によって、4群に区別することができる。第1群は今まで古式重弁蓮華文との名で呼ばれていた軒丸瓦を代表とするグループ（第16図5~11・13~14）であり、14種類を数えることができ、多賀城が創建された奈良時代前半にあたる第I期の瓦と考えられるものである。このうち、多賀城跡の分類番号110A~B類、111A~G類および114類の10種類が從来古式重弁蓮華文と呼ばれていたもので、いずれも八葉の蓮弁の先端が力強く突出し、中房上には1個の丸い蓮子を中心楔形の蓮子を十字形に配したものである。瓦当面の直徑も大きく、110A~110B、111B~D、111Fの各類は直徑20cmを超えており、最も小さい111E類でも径17.5cmを計る。このうち110A~B類は田尻町の木戸窯跡群で、また、111A~111C~G類は色麻村の日の出山窯跡群で焼成されたことが知られている。111H類は直徑19cm前後の重弁八葉蓮華文軒丸瓦で、中房の上の5（1+4）個の丸い蓮子は細い浮線で十字形に

結ばれている。古川市の大吉山窯跡で生産されたものである。以上の軒丸瓦がいずれも八葉の蓮弁で構成されるのに対して、112類は六葉の重弁蓮華文であり、113類は厳密には重弁蓮軒文の範疇にはふくめ難いほど変化した五葉の蓮弁をもつたものである。ともに直径15cm前後の小型の軒丸瓦であり、同範の類別は鳴瀬町の龜岡遺跡から出土している。第2群の軒丸瓦は、陸奥国分寺創建瓦と同範の瓦で代表される210A～H類および211類（第17図15～19）の9種類である。すべて八葉の重弁蓮華文様を表現したもので、多くは蓮弁の先端が丸味をもち、中房には5（1+4）個の丸い蓮子を配するものであるが、210A類は弁端がやや突出し、中房上の蓮子が1個の丸い蓮子を中心にして4個の楔状のものが配される第1期の軒丸瓦に近いものである。211類は中房上の蓮子が4個だけを中心の1個を欠いている。これら第2群の軒丸瓦は、多賀城跡で宝亀11（西暦780）年の伊治公替麻呂の乱によるものと考えられる焼土中に第1群とともに包含される瓦であり、使用の下限を宝亀11年に求めることができる。上限は、陸奥国分寺が創建された時期であり、ほぼ奈良時代後半（多賀城第II期）の瓦とみなすことができる。なお、第2群の重弁蓮華文軒丸瓦は、仙台市内の二の森窯跡・蟹沢中窯跡・安養寺下窯跡・前田窯跡・大蓮寺窯跡・小田原長命坂窯跡等の小田原丘陵地帯で焼成されたことが知られている。第3群の重弁蓮華文軒丸瓦は2種類ある。320類（第17図21）は直径18.6cm、蓮子のない径1.2cmの小さな中房を中心として八葉の細長く扁平な重弁の蓮弁を配したもので、関和久遺跡の重弁八葉蓮華文軒丸瓦第三類（第17図2）とやや類似する。431類（第17図22）は直径20cm、先端の丸い八葉の重弁の蓮弁の中心に7（1+6）個の丸い蓮子を配した中房を有する。これら第3群の瓦は、多賀城跡において貞觀11（869）年の大震災以降の修築と考えられる灰白色盛土層やそれを用いた築地基底部に第I群・第2群の瓦とともに築き込まれているものであり、宝亀11年以前の第1群・第2群の瓦を除くと、ほぼ宝亀11年から貞觀11年のあいだ、すなわち、多賀城第III期にあたる平安時代初期と考えることができる。なお、320類の瓦は仙台市の安養寺下窯跡で同範のものが出土しており、431類は同じく仙台市の大蓮寺窯跡から出土している。第4類は貞觀11年以降（多賀城第IV期）に使用されたと考えられるもので、460類（第17図23）の1種類にすぎない。460類は径20cm、瓦当面に糸切り痕を明瞭にとどめた粗雑なつくりの八葉蓮華文瓦で、中房上には蓮子がない。

多賀城廃寺跡では、多賀城跡の第1群に相当する110A～B・111A～G・113および114類と同範の重蓮華文軒丸瓦が多量、第2群に相当する210B～D類と同範の軒丸瓦が少量出土している。また、陸奥国分寺跡では、多賀城跡の第2群に相当する210A～F類と同範のいわゆる陸奥国分寺創建瓦が大量に、431類と460類および貞觀11年以降に下ると思われる崩れた重弁蓮華文軒丸瓦2種が出土しており、陸奥国分尼寺跡からも、210B・210C・210Eなどの奈良時代後半のものが出土している。

さらに、多賀城跡の第1群と同範の重弁蓮華文軒丸瓦が、中新田町の菜切谷廃寺跡・古川市の伏見廃寺跡および新田柵跡と擬定される小松遺跡などの大崎平野周辺の遺跡から出土しており、伏見



1—圓和久遺跡 2△類

4—小面代追跡

7—多賀城跡 111C類

10—多賀城跡 111H類

13—多賀城跡 112類

2—圓和久遺跡 3類

5—多賀城跡 110B類

8—\*

111E類

11—\*

114類

14—\*

3—帶宿庵寺跡 1類

6—\*

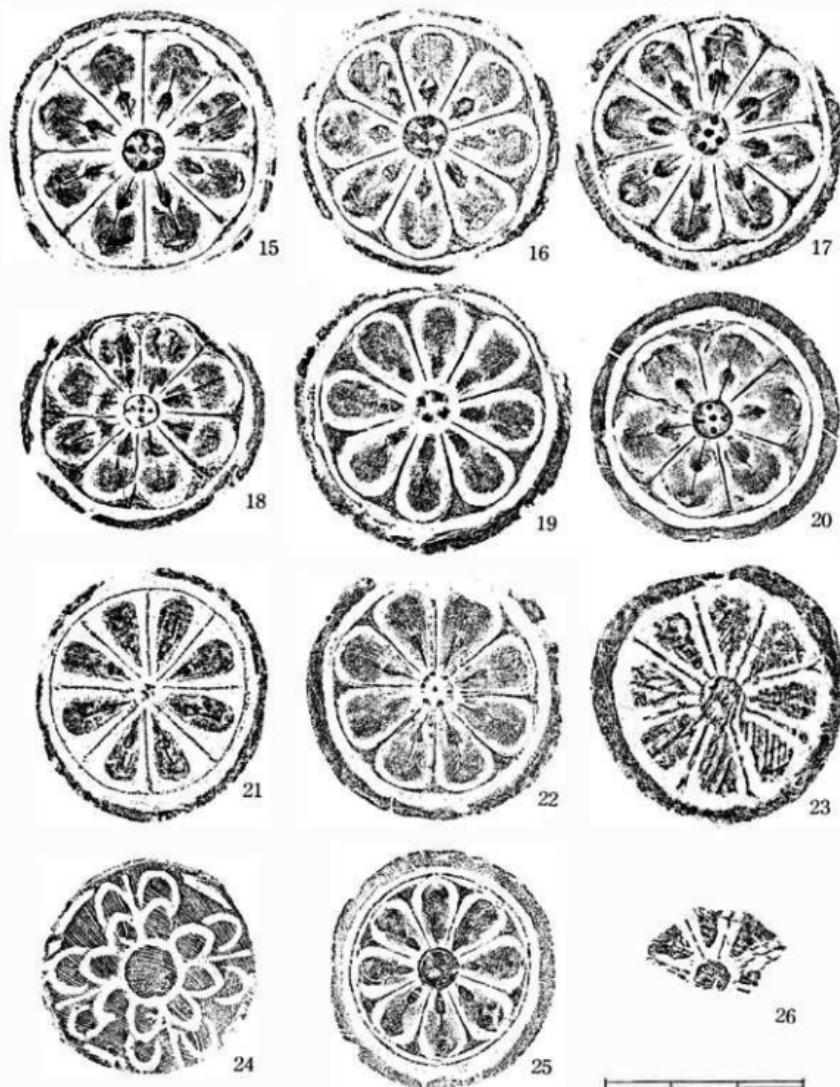
111A類

9—\*

111F類

12—伏見庵寺跡

第16図 東北の重弁蓮華文軒丸瓦



15—多賀城跡 210A類 18—多賀城跡 210G類 21—多賀城跡 320類 24—大崎八幡社遺跡

16— “ 210B類 19— “ 211類 22— “ 431類 25—前沢城跡

17— “ 210C類 20—黄金山産金蓮跡 23— “ 460類 26—極楽寺跡

第17図 東北の重弁蓮華文軒丸瓦

魔寺跡からは径11cmのきわめて小型の重弁八葉蓮華文軒丸瓦（第16図12）が出土している。これは日の出山窯跡から同様のものが採集されているが、多賀城跡では未だに発見されていない。なお、涌谷町の六郎館窯跡からも蓮弁の先端が突出した重弁八葉蓮華文軒丸瓦が出土しており、多賀城跡第1群と並行するものと考えられるが、未だにこの瓦を使用した遺跡は知られていない。

同じく涌谷町の黃金山產金遺跡では、六葉の重弁蓮華文軒丸瓦（第17図20）が出土している。この瓦は径18cmで、5（1+4）個の蓮子を十字形に配した中房を中心とし、6枚の蓮弁を規則正しく配置したもので、蓮弁の先端は丸味をもち、多賀城跡第2群の重弁八葉蓮華文と類似する。この遺跡からは「天平…」のへら書きのある宝珠および丸瓦の破片が発見されており、天平21年（749）の陸奥小田郡產金を記念する仏堂跡とされている遺跡である。

名取郡家跡と内藏政恒氏によって、推定された（注4）仙台市の郡山遺跡からは多賀城跡114類に類似するが、周縁と弁区との間に一重の圓線をめぐらすなどの型式変化のみられる八葉の重弁蓮華文軒丸瓦が出土し、同種のものは同市の富沢窯跡からも出土している。おそらく、奈良時代後半乃至平安時代初頭のものであろう。

著しく退化した重弁八葉蓮華文軒丸瓦としては、田尻町の大崎八幡神社遺跡出土のもの（第17図24）がある。すなわち、径16cmで周縁ではなく、蓮子のない中房の周囲に八葉の扁平な重弁の蓮弁を沈線の輪廓で表現したもので、瓦当面には余切り痕が明瞭に存在している。多賀城跡第4群の460類よりも新しい軒丸瓦であろう。

#### 4. 岩手県内出土の瓦

胆沢城跡・明後沢遺跡および瀬谷子窯跡群から、同一種の重弁八葉蓮華文軒丸瓦（第17図25）が出土している。これは径17cmで、二重の輪廓をもった中房内の中心に1個の蓮子を入れ、全体にふくらみをもつ蓮弁の周囲には周縁との間に細い圓線をめぐらしているものである。この型式の瓦の年代は、胆沢城の建設が始められた、延暦21（802）年以降であることは明らかであるが、工藤雅樹氏は貞觀12（870）年以降としている（注5）。その他に北上市の種樂寺跡から退化した重弁八葉蓮華文軒丸瓦（第17図26）が出土している。いずれも小破片にすぎないが、蓮子のない中房を中心に八葉の蓮弁を配するが小弁は痕跡的であり、ほとんど素弁に近いものである。胆沢城跡出土軒丸瓦よりさらに降るものと考えられる。

#### 5. まとめ

以上、東北地方における重弁蓮華文軒丸瓦は、33か所を数えることができる。この特徴は、

(1) 瓦当面の直径が一般に大きく、奈良時代に属するものは20cm前後のものが多い。しかし例外的に径15cm以下のきわめて小さいものもみられる。

(2) 内区の文様は、蓮弁の基部に小弁を重ねた重弁蓮華文であり、大多数は八葉の蓮弁を存するが、稀に六葉などのものもある。

(3) 中房上の蓮子は5（1+4）個を十字形に配したもののが一般的であるが、時代が下ると蓮子

を欠くか1個のみのものが出現する。なお、奈良時代前半には周囲の4個の蓮子が楔形を呈するものが多い。

(4) 周縁は大半が素縁であるが、福島県内ではX状文や鋸歯文を施したものもある。

このような文様をもつ軒丸瓦は、東北地方でも福島・宮城・岩手の3県に限られており、古代陸奥国内には広く分布するが、旧出羽国内には全く知られていない。また既に内藤政恒氏が指摘した（注6）ように、陸奥国府のおかれていた多賀城創建期のものに端を発して各地に展開したことは明らかである。ところで、多賀城創建期瓦の生産地は木戸窯跡群・日の出山窯跡群・大吉山窯跡の3か所が現在までに知られており、範のちがいはあってもいずれも酷似した型式の重弁八葉蓮華文軒丸瓦を焼成している。この事実は、多賀城創建時にすでに重弁八葉蓮華文軒丸瓦が陸奥国府系統の瓦として各地で統一的に生産されていたことを意味している。さらに多賀城創建期以降の重弁蓮華文軒丸瓦を单一にあるいは多量に出土する遺跡が、陸奥国分尼寺跡・陸奥国分尼寺跡・黄金山産金遺跡あるいは胆沢城跡といった陸奥国府が直接造営に関与したと考えられる官衙・寺院に多いことも、重弁蓮華文が陸奥国官窯系の工人によって継承されたことを暗示している。

しかし、陸奥国内におけるすべての重弁蓮華文軒丸瓦が官窯系工人の手に成るとは考えられない。例えば、小浜代遺跡の軒丸瓦は同年代における多賀城跡のものと著しく異なっており、とうてい同一系統の工人の製作とは思えないものであり、郡山遺跡の軒丸瓦も多賀城創建期の瓦と類似しながら多賀城創建瓦→陸奥国分寺創建瓦といった官窯系の重弁蓮華文軒丸瓦の変遷とは異なった変化を示している。結局、重弁蓮華文軒丸瓦は、陸奥国府系瓦として官窯工人によって継承されると同時に、各地の工人によって同じ文様の瓦が模作されて展開したのであろう。

注1 伊藤信雄「出土瓦の考察」（多賀城跡調査報告I－多賀城亮寺跡－）昭和45年

注2 工藤雅樹「古式重弁蓮華文鋸瓦の製作年代について」東北考古学3 昭和37年同「奈良時代における陸奥国府系瓦の展開」月本考古学論叢2 昭和43年

注3 多賀城跡調査研究所年報1970他

注4 内藤政恒「東北地方発見の重弁蓮華文鋸瓦に就いての一考察（下）」「宝雲22 昭和13年

注5 工藤雅樹「陸奥国分寺出土の宝相花文鋸瓦の製作年代について」歴史考古13 昭和40年

注6 注4に同じ

図版1

遺跡遠景

南より望む



図版2

調査地点

東より西群を  
見る



図版3

調査地点

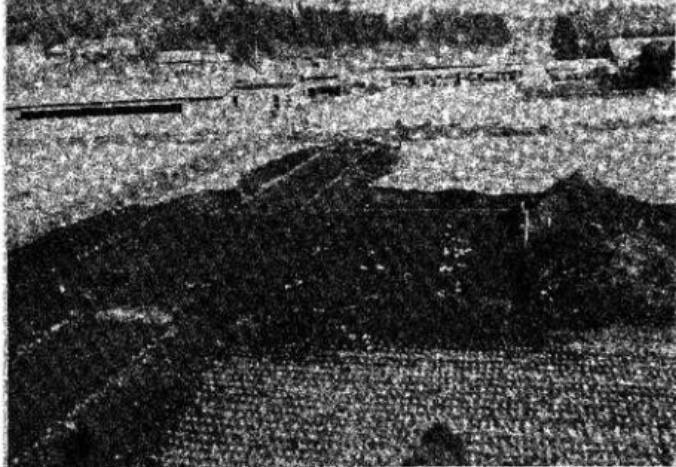
西より中群を  
見る



図版 4

S B05建物跡

南より見る



図版 5

S B05建物跡

北より見る



図版 6

S B05建物跡

西より見る



図版 7

S B05建物跡

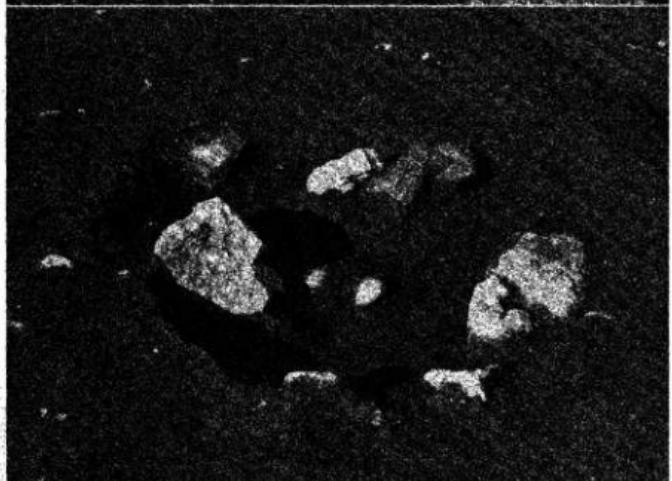
南西より見る



図版 8

S B05建物跡

塊石と掘方



図版 9

S B05建物跡

焼物出土状況



図版10

S B05建物跡

掘込み地盤版

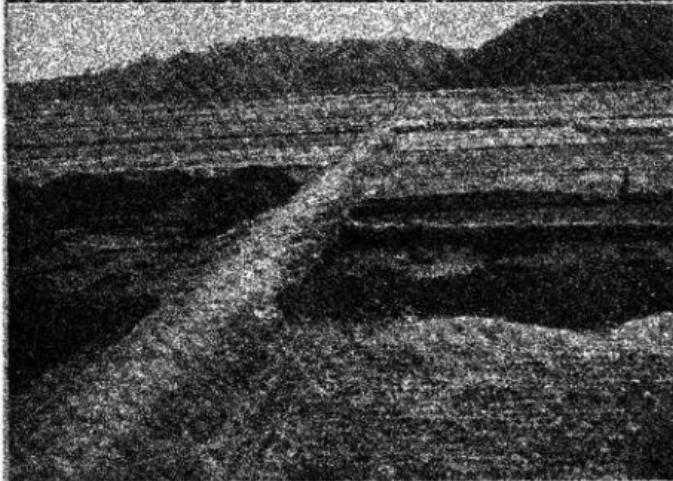
築状況



図版11

S B04建物跡他

北より見る



図版12

S B04建物跡他

東より見る



図版13

S B04建物跡他

東半部分

東より見る

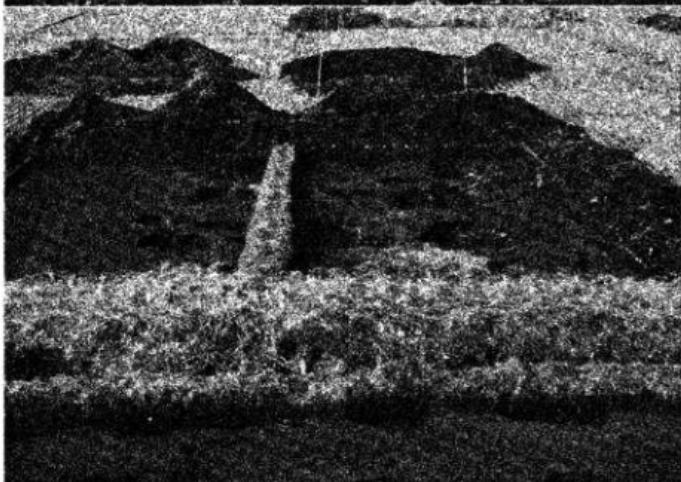


図版14

S B04建物跡他

西半部分

東より見る



図版15

S B04建物跡他

西半部分

西より見る



図版16

S B04建物跡他

東半部分

北より見る



図版17

S B04建物跡(右)

S B09建物跡(左)

掘り方



図版18

S B04建物跡

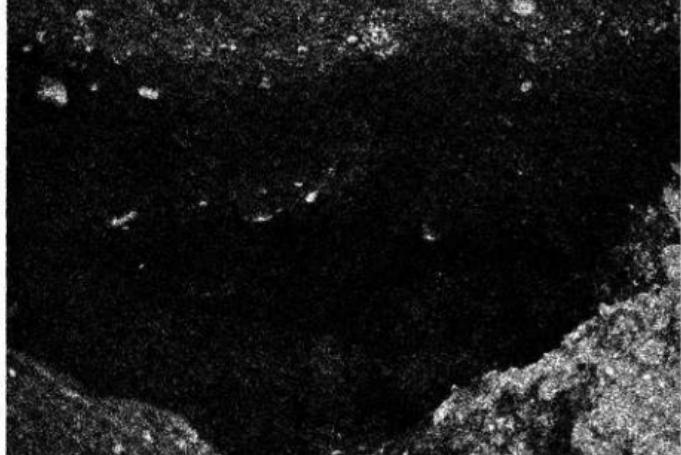
北1東1掘り方

の断ち割り



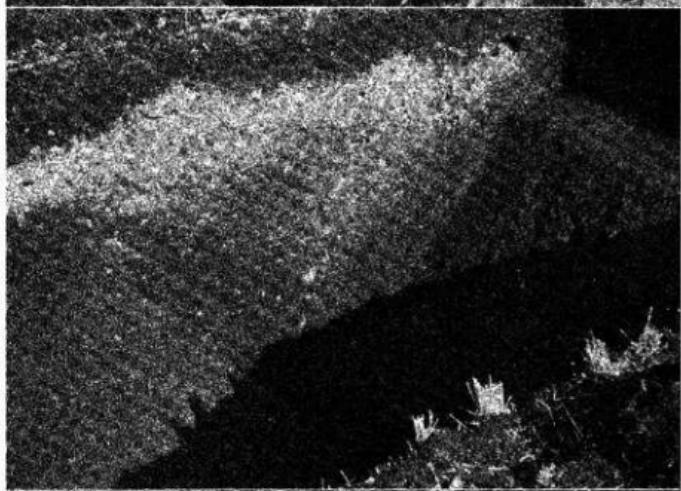
図版19

S B04建物跡  
北1東6掘り方  
の断ち割り



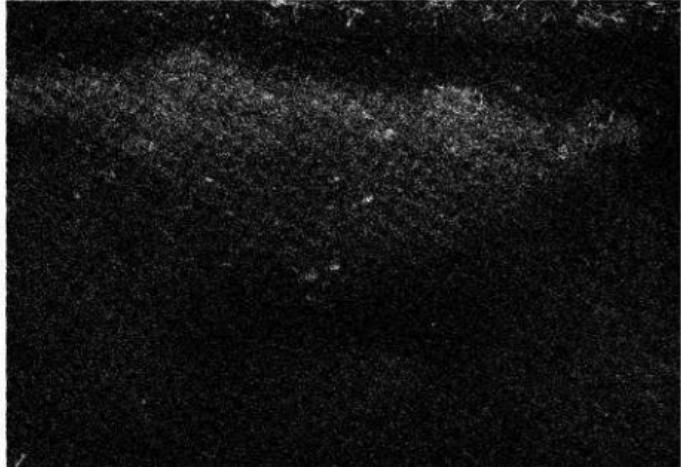
図版20

S D14大溝跡  
南西より見る



図版21

S D14大溝跡  
南より見る



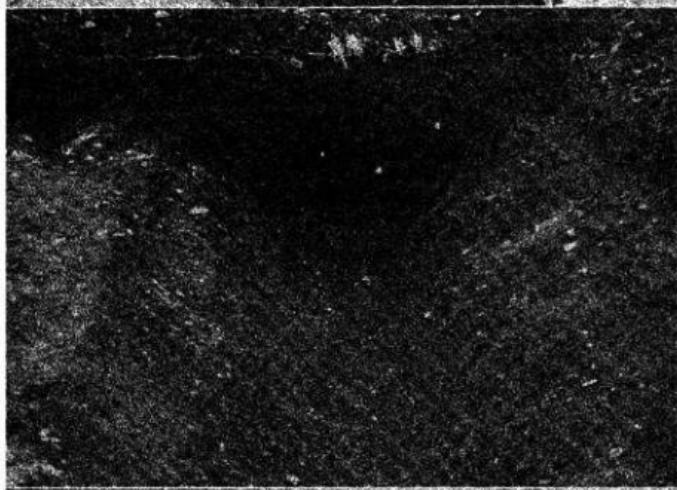
図版22

S D14大溝跡



図版23

S D14大溝跡

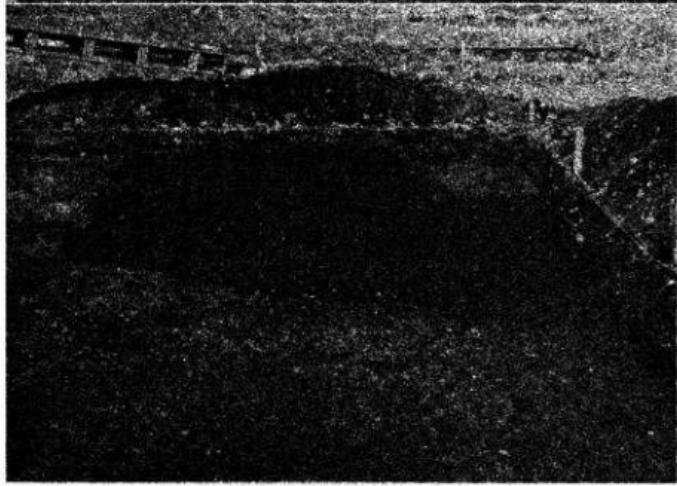


図版24

S D13・14大溝跡

屈曲部

南より見る

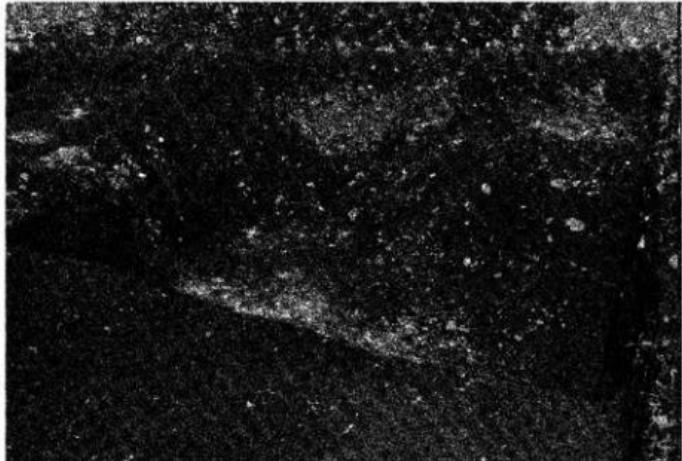


図版25

S D13・14大溝跡

屈曲部

南より見る



図版26

S D13・14大溝跡

屈曲部

西より見る



図版27

S D13大溝跡

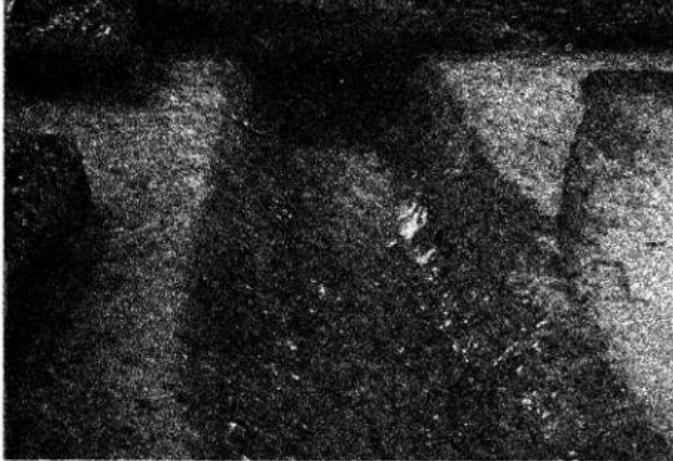
西より見る



図版28

S D13大溝跡

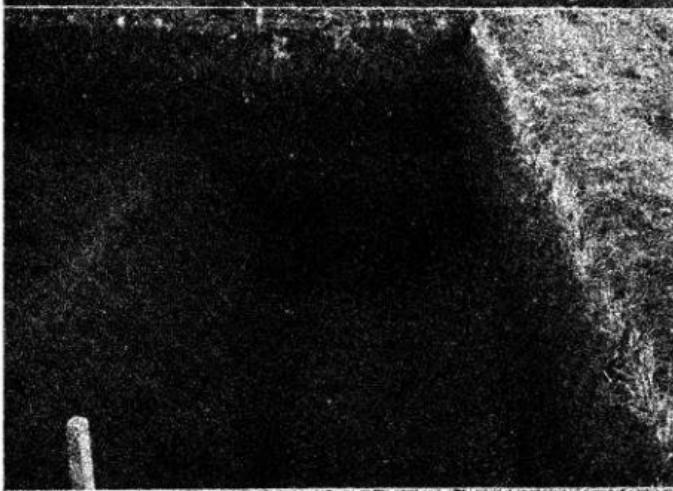
東より見る



図版29

S D13大溝跡

西より見る



図版30

S D13大溝跡

東より見る



図版31

S I 12堅穴住居跡

及びS B04建物

跡・S D13大構跡

北西より見る



図版32

S I 12堅穴住居跡

及びS D13大構跡

・S B04建物跡

南東より見る



図版33

S I 12堅穴住居跡

東より見る



図版34

S I 12竪穴住居跡

カマド跡

図版35

S I 12竪穴住居跡

遺物出土状況

(南東隅)

図版36

S I 12竪穴住居跡

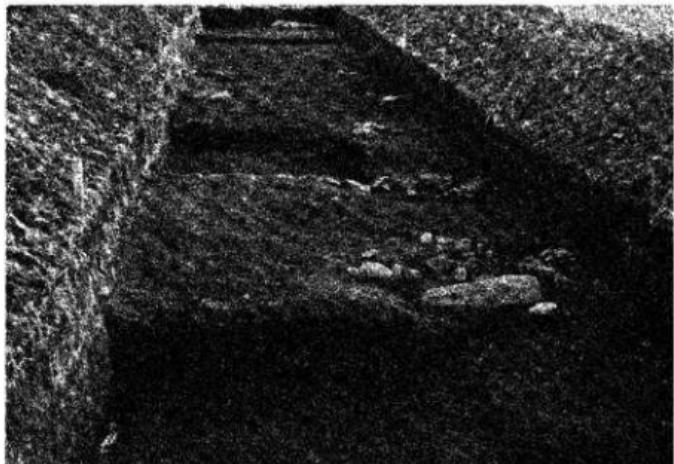
遺物出土状況

(煙突上)

図版37

S B10建物跡

西より見る



図版38

S B10建物跡

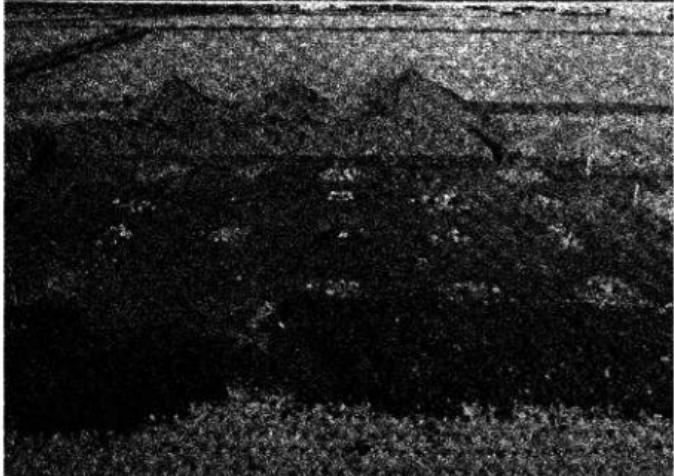
北2東5礎石



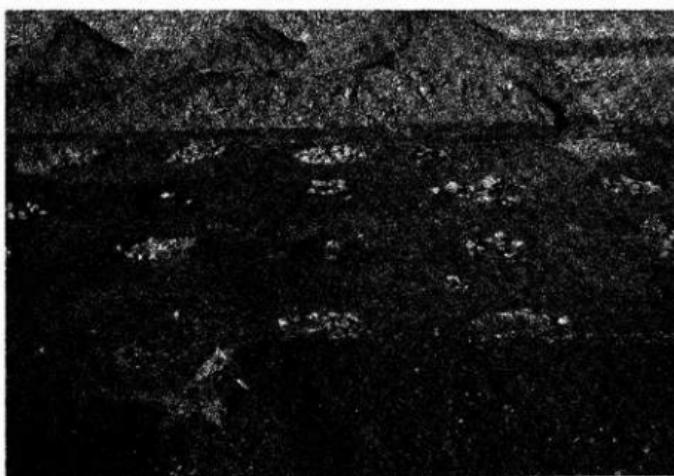
図版39

S B11建物跡

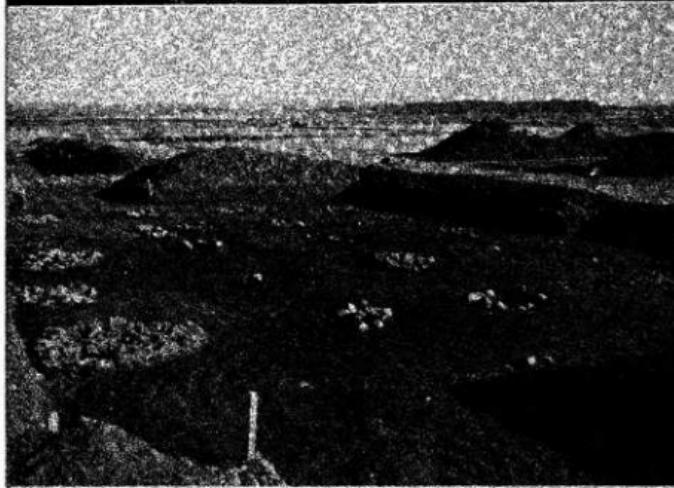
南より見る



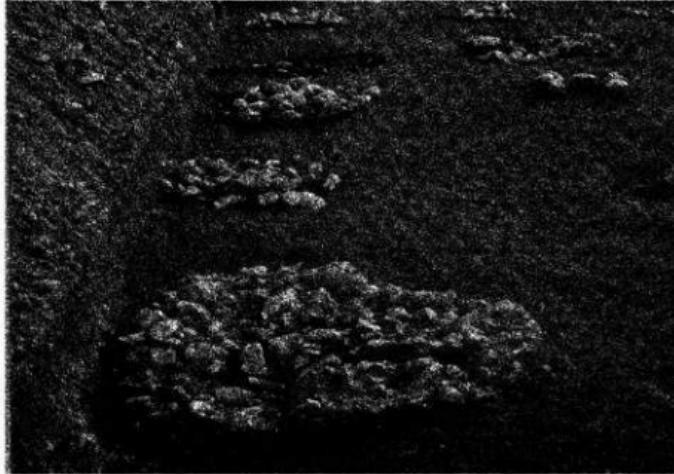
図版40  
S B11建物跡  
南より見る



図版41  
S B11建物跡  
北西より見る



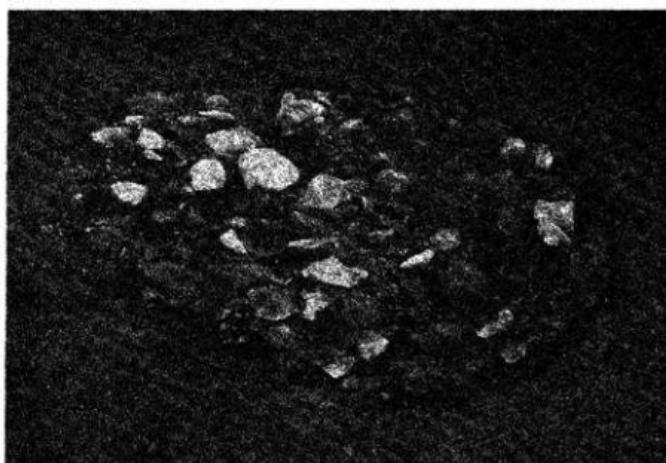
図版42  
S B11建物跡  
積石



図版43

S B11建物跡

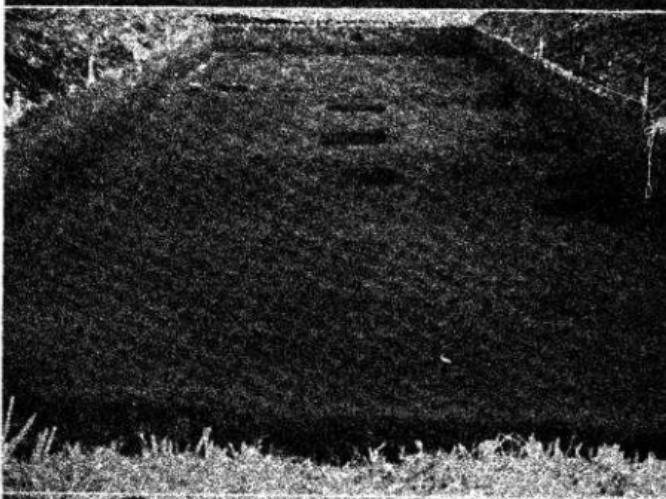
根石



図版44

S B15・16建物跡

南より見る



図版45

S B15・16建物跡

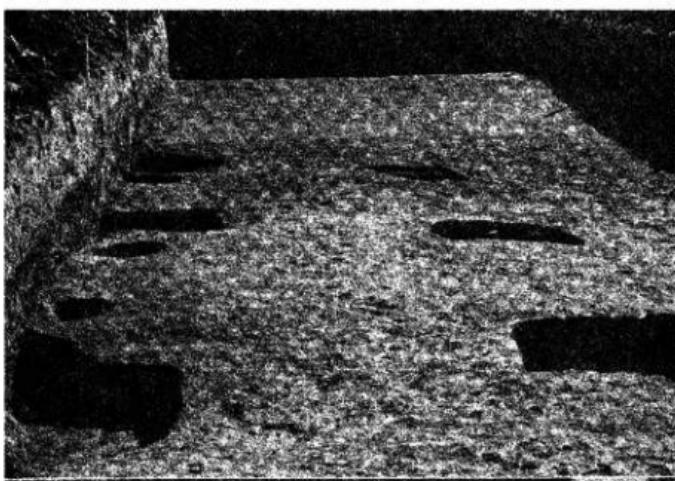
北より見る



図版46

S B15・16建物跡

北より見る



図版47

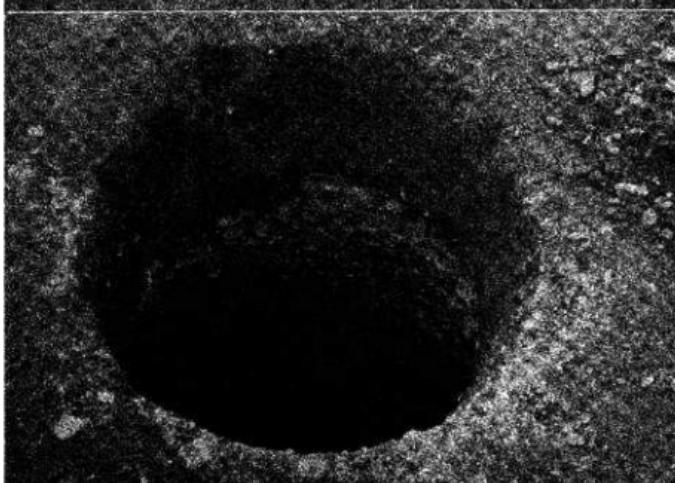
S E19井戸跡

(一番手前の円  
形の(六))



図版48

S E19井戸跡





1



2



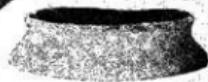
3



5



4



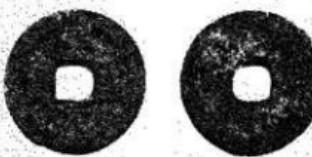
7



6

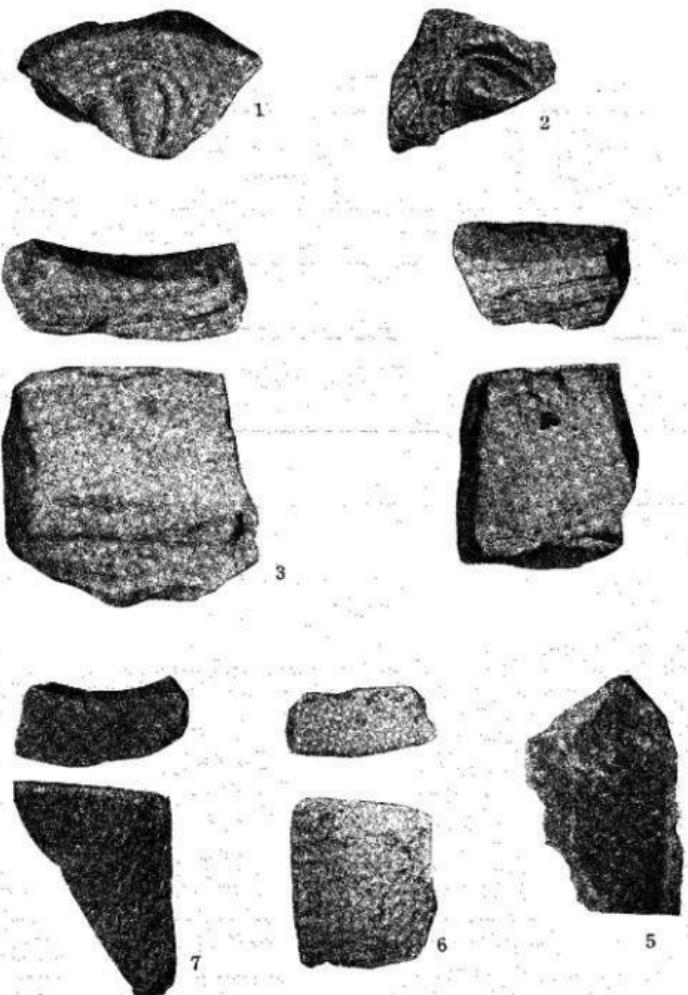


8



1. 第15圖1 6. 第15圖8  
2. 第15圖2 7. 第15圖6  
3. 第15圖3 8. 萬元通寶  
4. 第15圖5 S B04  
5. 第15圖7

圖版49 出土遺物（土器・古錢）



1. 第14圖1 4. 第14圖4

2. 第14圖2 5. 第14圖5

3. 第14圖3 6. S B10付近

7. S B05付近

圖版50。出土遺物（軒丸瓦・軒平瓦）

福島県文化財調査報告書第49集

関和久遺跡 ■

昭和50年3月15日印刷

昭和50年3月31日発行

編集・発行 福島県教育委員会  
福島市杉妻町2-16

印刷所 株式会社 大盛堂印刷所  
福島市北町1番21号 TEL 0293-3931

不許複製